

いちき串木野市自殺対策計画

【素案】

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の数値目標	3
第2章	いちき串木野市における自殺の現状	4
1	自殺に関する統計	4
(1)	自殺者数と男女別自殺者数の推移	5
(2)	自殺死亡率の推移	5
(3)	自殺者の年齢別割合	6
(4)	男女別自殺者数	7
(5)	同居人の有無（同居、独居）	7
(6)	いちき串木野市におけるリスクが高い対象群	8
2	市民意識調査の結果	9
(1)	悩みやストレスについて	10
(2)	相談することについて	12
(3)	相談を受けることについて	15
(4)	自殺に関する考え方について	16
(5)	市の自殺対策について	18
(6)	自殺に関する統計からみた本市の特徴	20
第3章	計画の基本的な考え方	21
1	基本理念	21
2	基本認識	22
3	基本方針	23
4	施策の体系	25
第4章	具体的な施策・事業	26
1	基本施策	26
(1)	地域におけるネットワークの強化	27
(2)	自殺対策を支える人材の育成	29
(3)	住民への啓発と周知	31
(4)	生きることの促進要因への支援	33
(5)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	35
2	重点施策	36
(1)	高齢者への支援の強化	36

(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化.....	38
3 生きる支援に関連する取組.....	40
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	40
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	42
(3) 住民への啓発と周知.....	44
(4) 生きることの促進要因への支援.....	46
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	51
第5章 自殺対策の推進体制.....	53
1 推進体制.....	53
2 評価のしくみ.....	54

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年以降、平成23年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、その後は減少に転じ、平成29年は2万人余りとなっています。しかしながら、未だ多くの方が自殺で命を落とす憂慮すべき状況は続いています。

こうした背景の中で、国においては、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、翌年「自殺総合対策大綱」が策定されました。平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、法第13条において、自治体の責務として自殺対策計画を定めることが示されました。

また、平成29年には自殺総合対策大綱が改正となり、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、

- ①生きることの包括的な支援として推進する。
- ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
- ③対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させる。
- ④実践と啓発を両輪として推進する。
- ⑤国・地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。

の5点を基本方針として施策を推進することとしています。

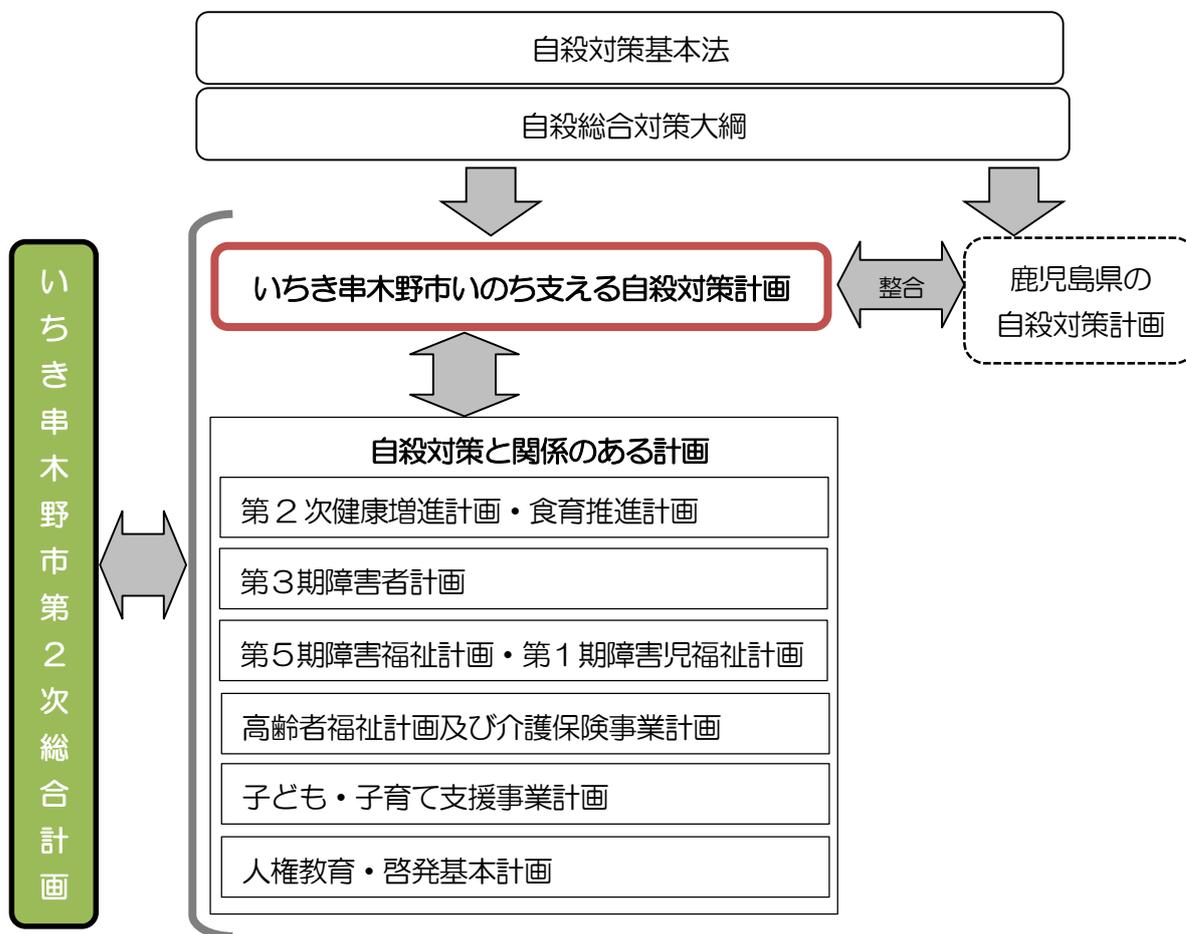
「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、防ぐことのできる社会的な問題です。いちき串木野市では、すべての市民が連帯感を持ち「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすとともに、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全市的な取組として自殺対策を推進するため、この度「いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。本計画の実行を通して「誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に基づき、本市の状況に応じて策定するものです。

また、本計画は、平成29年7月に改定された自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、いちき串木野市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、中長期的な視点を持って継続的に実施していくために、「いちき串木野市第2次総合計画」の基本理念「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」および将来都市像「人が輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けた、いちき串木野市の自殺対策の基本となる計画であるとともに、自殺対策に関連する他の計画とも連携を図るものです。

図表 1-1 計画の位置付け



3 計画の期間

自殺対策の効果が現れるまでにはある程度の期間を要することから、国の自殺総合対策大綱の見直し期間に合わせ、本計画の推進期間を2019（平成31）年度から2023（平成35）年度の5年間の計画とし、中長期的な視点で継続的に推進します。



4 計画の数値目標

国は、「2026（平成38）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させる」あるいは、「自殺死亡率（人口10万対）を13.0以下とする」という目標を掲げています。

一方で、いちき串木野市としては、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、居心地の良い いちき串木野市」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本市では、平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数の累計は21人、平均して毎年4人を超える市民が亡くなっているという状況から、計画最終年度の2023（平成35）年までに、年間自殺者数を0人に近づけることを市の目標に掲げます。

第2章 いちき串木野市における自殺の現状

1 自殺に関する統計

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

厚生労働省の「人口動態統計」では、日本人を対象に集計していますが、警察庁の「自殺統計」は、日本における外国人も対象に集計しています。

本計画においては、「自殺統計（自殺日・居住地）」を主として使用します。

【厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い】

■調査対象の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象。
警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む。）を対象。

■調査時点の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上。
警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上。
なお、いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）の統計。

■事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
警察庁の「自殺統計」は、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上。

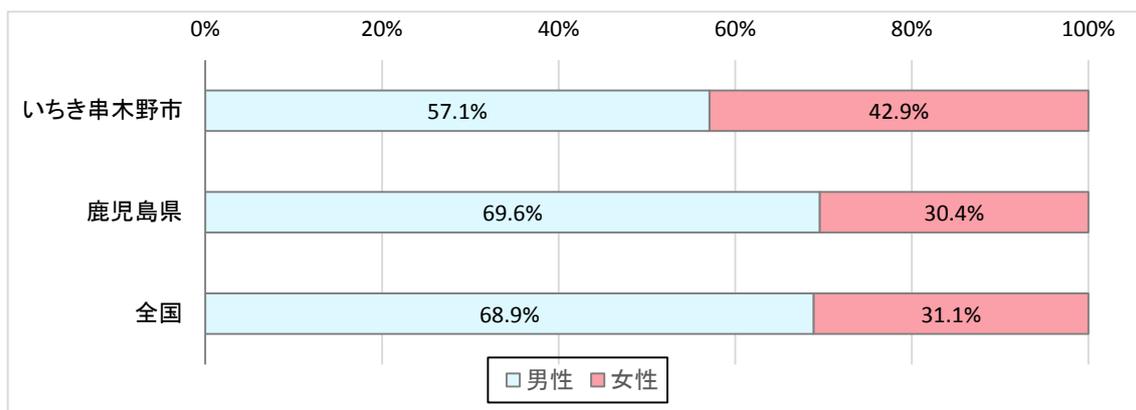
(1) 自殺者数と男女別自殺者数の推移

いちき串木野市の自殺者数は、平成 21 年の 11 人から次第に減少傾向で推移しています。なお、平成 21 年から平成 28 年までの自殺者数の累計は 49 人となっています。

性別では、平成 21 年から平成 24 年までは、男性が女性を上回る推移を示していましたが、平成 25 年以降は男女での傾向の違いは見られません。

性別の割合について、平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の累計を、全国、鹿児島県と比較してみると、いちき串木野市は女性の割合が 42.9%と、全国 31.1%、鹿児島県 31.1%を上回っています。

【図表 2-1 男女別割合の比較（平成 24 年～28 年の 5 年間の累計）】 (単位：%)



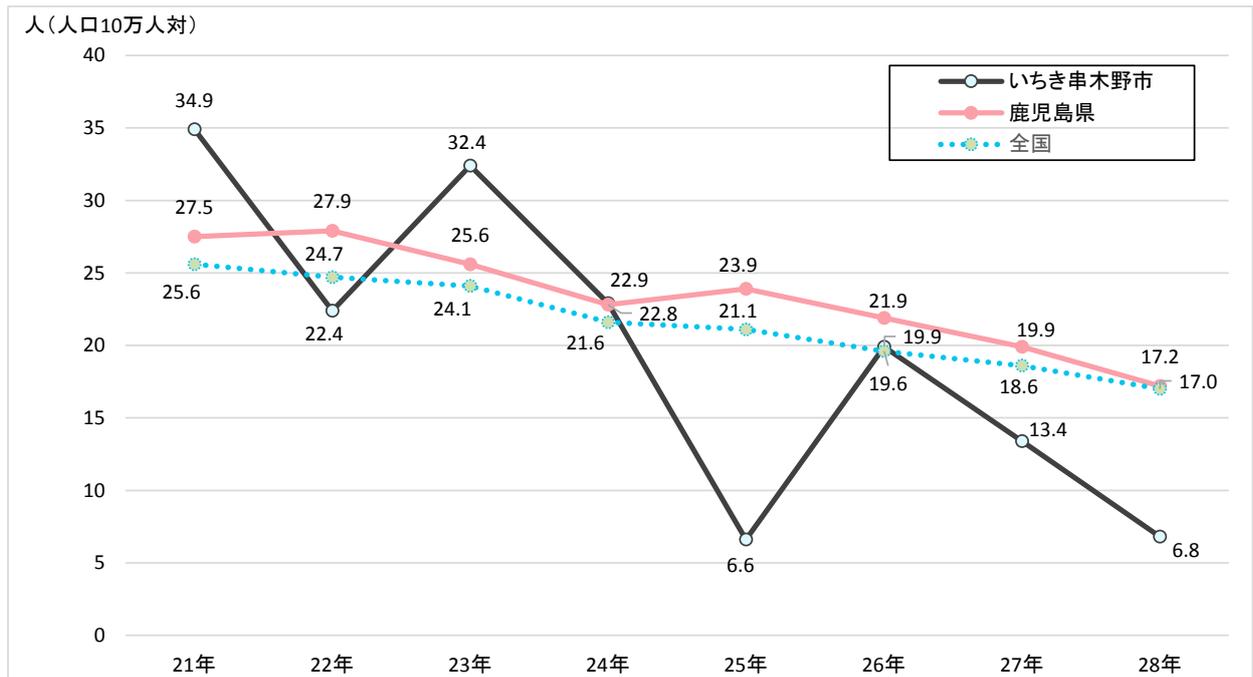
資料：警察庁「自殺統計」

(2) 自殺死亡率の推移

いちき串木野市の人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成 21 年の 34.9 を最高値として平成 25 年まで減少で推移していましたが、平成 26 年に一旦増加に転じ、平成 27 年から再び減少で推移しています。

いちき串木野市と全国・鹿児島県との比較では、平成 21 年から平成 24 年までは、平成 22 年を除き、いちき串木野市が全国・鹿児島県を上回って推移していましたが、平成 25 年以降は全国・鹿児島県を下回り、平成 28 年には、いちき串木野市 6.8、鹿児島県 17.2、全国 17.0 となり、市が大幅に下回っています。

【図表 2-2 自殺死亡率の推移】



資料：警察庁「自殺統計」

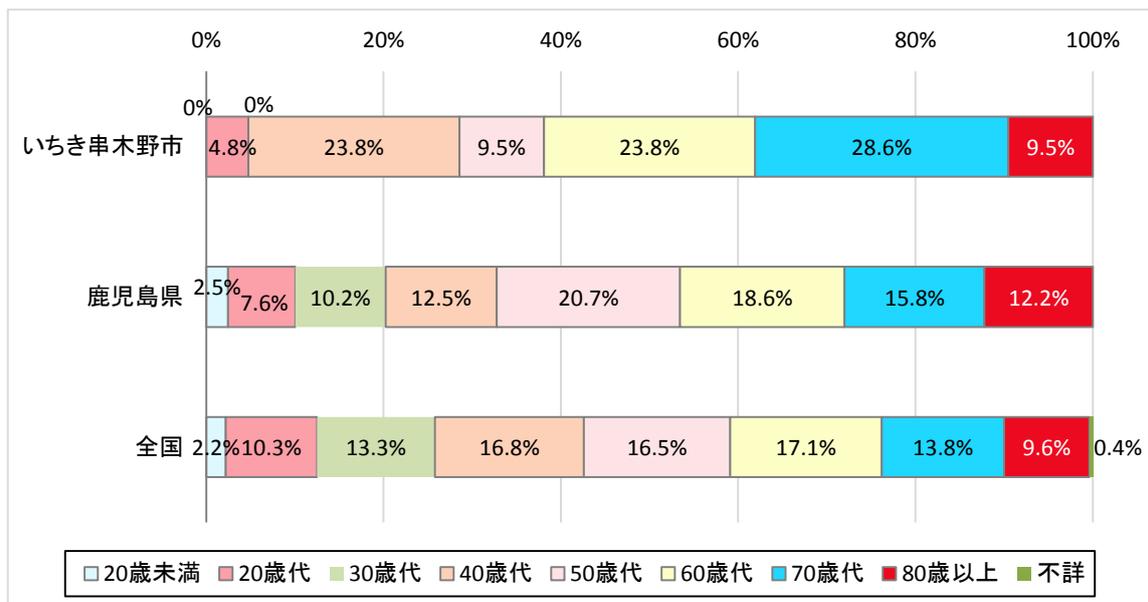
(3) 自殺者の年齢別割合

いちき串木野市の自殺者数の5年間累計は21人です。

年齢別の自殺者数では、70歳代が6人と最も多く、40歳以上に自殺が多くなっています。

【図表 2-3 年齢別割合（平成24年～28年の5年間の累計）】

（単位：人）

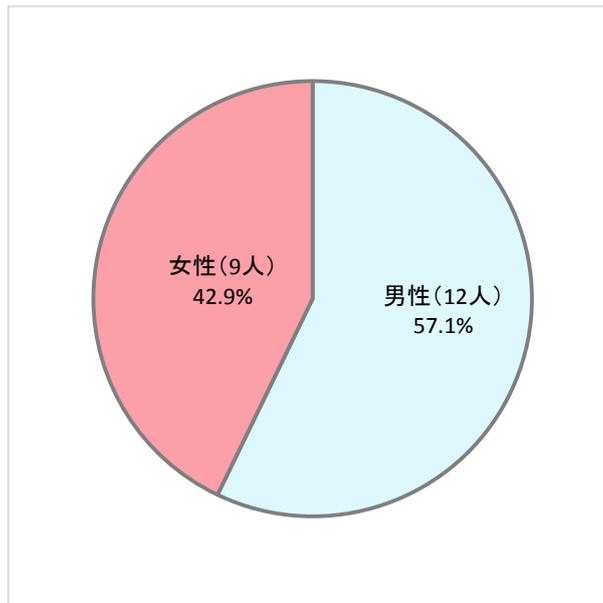


資料：警察庁「自殺統計」

(4) 男女別自殺者数

いちき串木野市の自殺者数の過去5年間累計は21人であり、内訳では男性が12人、女性が9人、男女比では「男性1.3：女性1」と、男性の割合が多くなっています。

【図表 2-4 性・年齢別自殺者数（平成24年～28年の5年間の累計）】

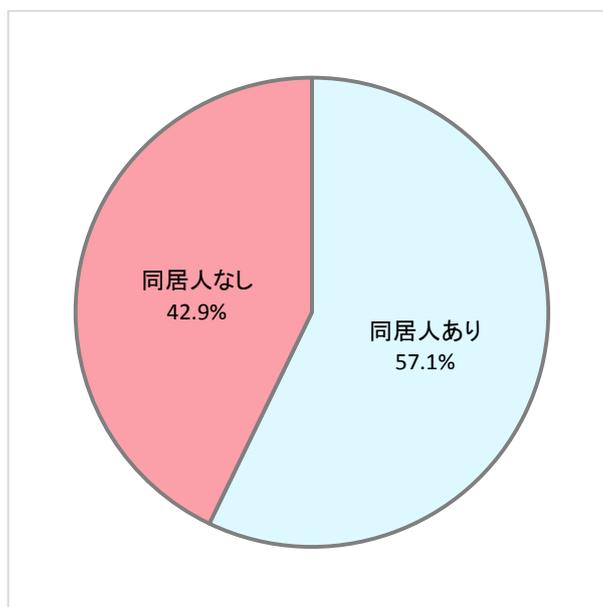


資料：内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 同居人の有無（同居、独居）

いちき串木野市の同居人の有無による自殺者数の5年間累計では、「あり」は12人、全体比57.1%、「なし」は9人で42.9%となっています。

【図表 2-5 同居人の有無による死亡者数（平成24年～28年の5年間の累計）】



資料：警察庁「自殺統計」

(6) いちき串木野市におけるリスクが高い対象群

平成 24～28 年の5年間ににおける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。

また、この属性情報から、本市において推奨される重点施策として、①「高齢者」、②「生活困窮者」、③「無職者・失業者」に対する取組が挙げられました。

【図表 2-6 いちき串木野市におけるリスクが高い対象群】

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)※2	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位：女性60歳以上 無職同居	4	19.0%	20.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性40～59歳 無職独居	3	14.3%	768.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位：男性60歳以上 無職同居	3	14.3%	23.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位：男性60歳以上 無職独居	2	9.5%	71.6	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位：女性60歳以上 無職独居	2	9.5%	26.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典・自殺総合対策推進センター

※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※2 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※3 NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖プロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されている。

2 市民意識調査の結果

■調査の概要

①調査の対象

いちき串木野市在住の20歳以上の男女個人の中から無作為で抽出。

②調査方法

郵送配布・郵送回収

③調査期間

平成30年6月

④有効回収率等

標本数 1,800 件、有効回収数 711 件、有効回収率 39.5%

■回答者の属性

①性別

男性 37.8%、女性 54.4%、その他 0.1%、無回答 7.9%

②年齢

20歳代 10.3%、30歳代 11.5%、40歳代 14.5%、50歳代 17.0%、
60歳代 21.5%、70歳代 24.2%、無回答 1.0%

③世帯構成

親と子（2世代） 41.4%、配偶者 37.8%、ひとり暮らし 9.3%、
祖父母と親と子（3世代） 4.6%、その他 5.6%、無回答 1.3%

④職業

勤めている（役員・管理職以外） 20.1%、専業主婦・主夫 17.4%、
パート・アルバイト 17.2%、無職（仕事をしたいと思っていない） 9.7%、
会社・団体などの役員 8.0%、自営業 6.5%、
無職（仕事をしたいが現在求職していない） 4.5%、など

⑤配偶者との現在の関係

同居している 67.5%、配偶者・パートナーはいない 13.9%、離別・死別した 10.0%、
単身赴任中 3.2%、別居している 1.4%、無回答 3.9%

■調査結果を見る際の注意点

- 基数となるべき実数（標本数）は、Nとして記載しています。
- 比率は全て百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、百分率の合計が100%にならない場合があります。また、「単一回答」の場合、回答比率が0%のものについては、グラフ内の0%の数値の表記を原則除外しています。
- 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(1) 悩みやストレスについて

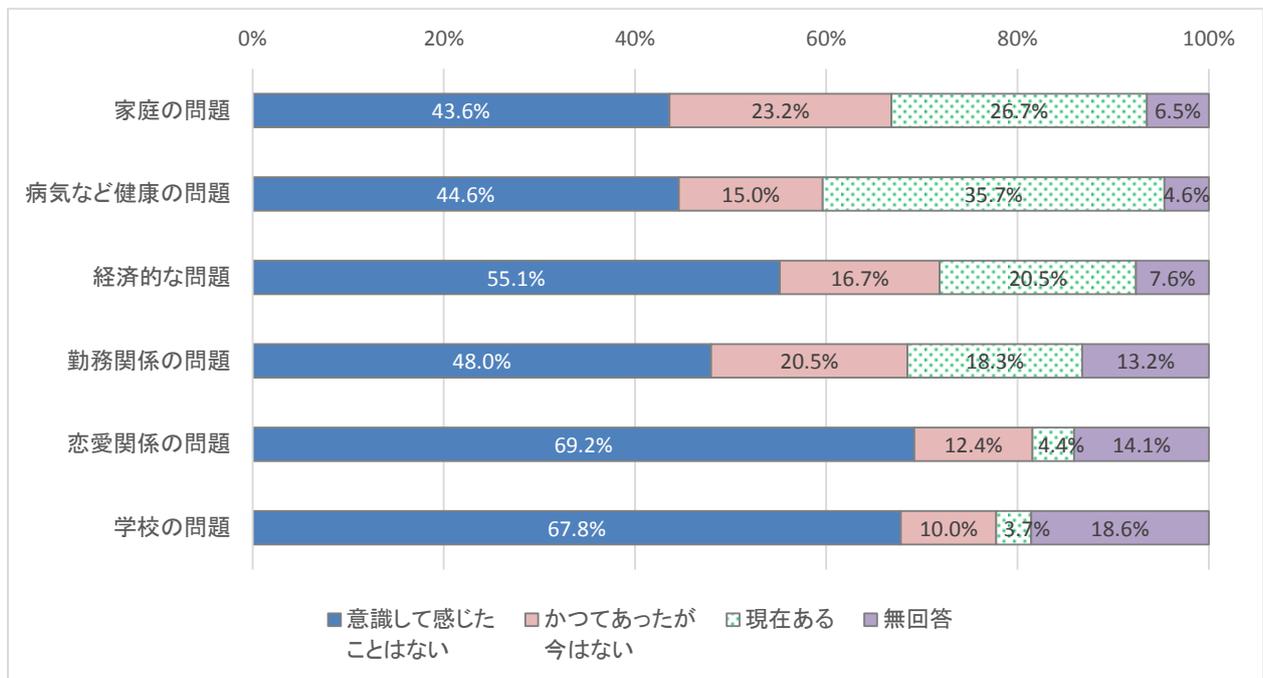
①悩みやストレス等の有無

5割の人が、日常的に「病気など健康の問題」や「家庭の問題」に関する悩みやストレス等を感じている。

日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じる内容がある内容は、「病気など健康の問題」が50.7%、「家庭の問題（49.9%）」、「勤務関係の問題（38.8%）」、「経済的な問題（37.2%）」などが多くなっています。（※数値は「現在ある」と「かつてあったが今はない」を合わせた割合）

「病気など健康の問題」は、女性の40～60歳代、男性の50歳代や70歳代、「家庭の問題」は、女性の40～50歳代、「勤務関係の問題」は、男性の30～40歳代、女性の40歳代、「経済的な問題」は、女性の40歳代、男性の40～50歳代で、「現在（悩みやストレスが）ある」との回答が多くなっています。

【図表 2-7 悩みやストレス等の有無（N=711）】



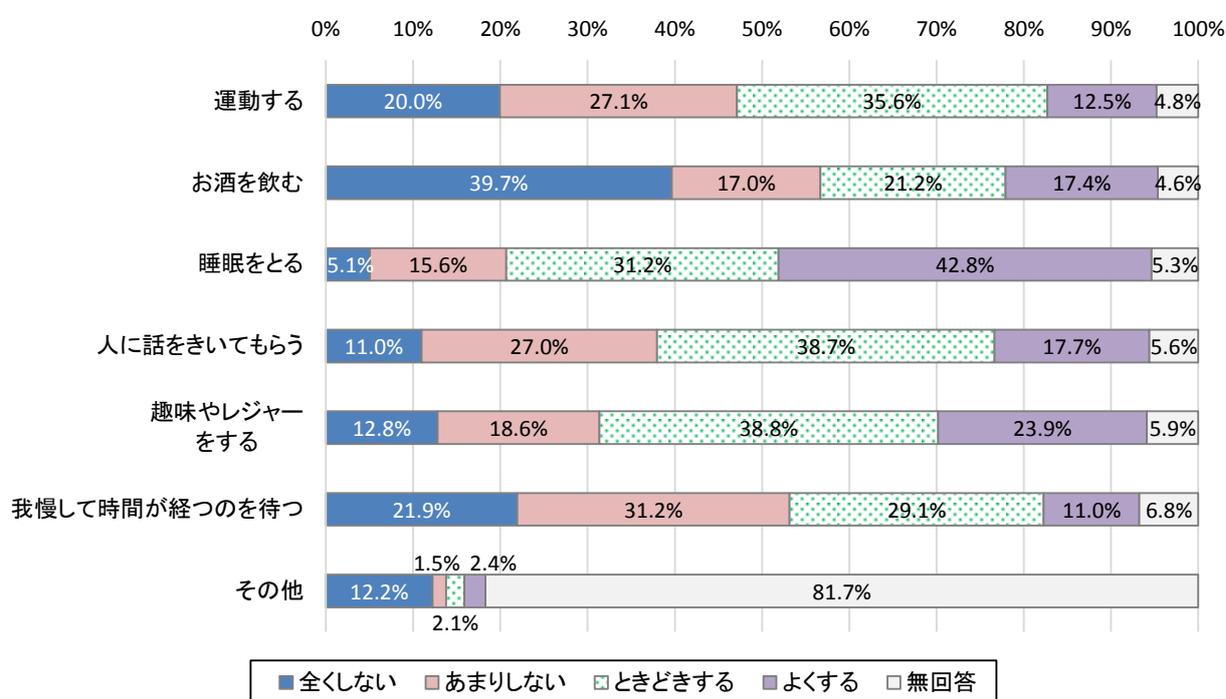
②悩みやストレス等の解消法

7割を超える人が「睡眠をとる」ことが悩みやストレス等の解消法。その他「趣味やレジャーをする」「人に話をきいてもらう」を解消法としている人が多い。

悩みやストレス等の解消法は、「睡眠をとる（74.0%）」、「趣味やレジャーをする（62.7%）」、「人に話をきいてもらう（56.4%）」などが多くなっています。（※数値は「ときどきする」「よくする」を合わせた割合）

「睡眠をとる」は、女性の20～50歳代、「趣味やレジャーをする」は、女性の30歳代や男性の20歳代、「人に話をきいてもらう」は、女性の20～30歳代、50歳代が、悩みやストレス等の解消法として「よくする」との回答が多くなっています。

【図表 2-8 悩みやストレス等の解消法（N=711）】



(2) 相談することについて

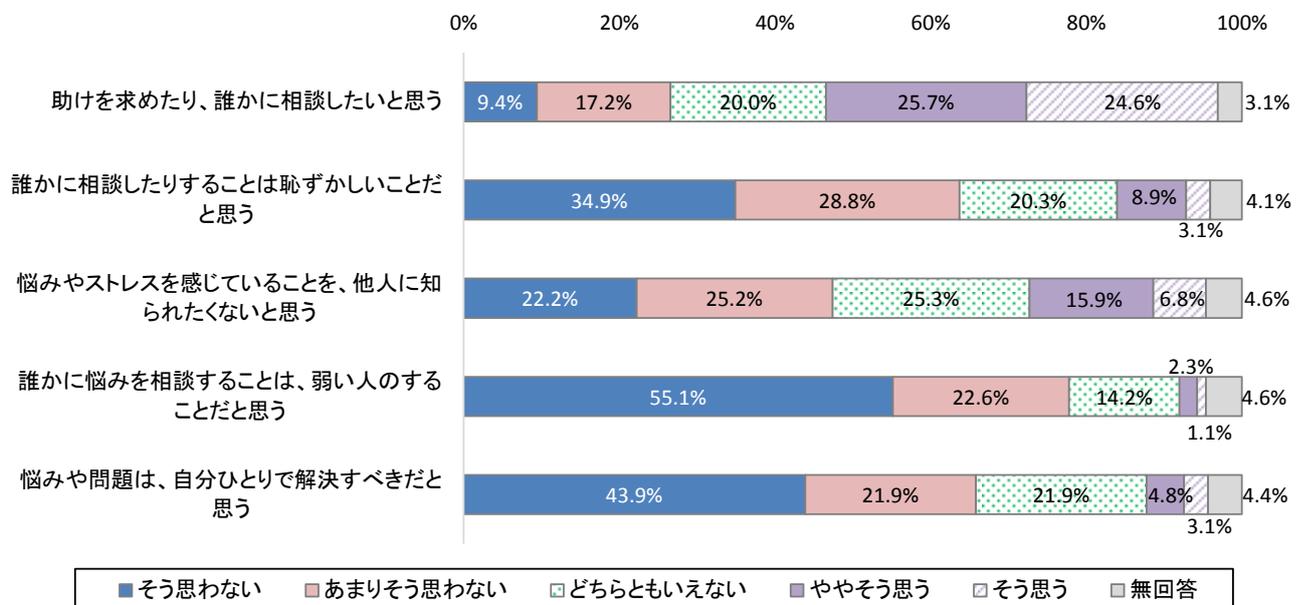
① 悩みやストレスを感じた時に相談するか

5割の人が「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」一方、2割の人は「他人に知られたくない」、「相談することが恥ずかしい」と感じている。

悩みやストレスを感じた時に相談するかどうかについては、約5割が「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」、約2割が「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」、約1割が「誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う」と回答しています。（※「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合）

「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」は、男性より女性で多くなっており、特に、女性の20～30歳代、50歳代の回答が多くなっています。

【図表 2-9 悩みやストレスを感じた時に相談するか（N=711）】

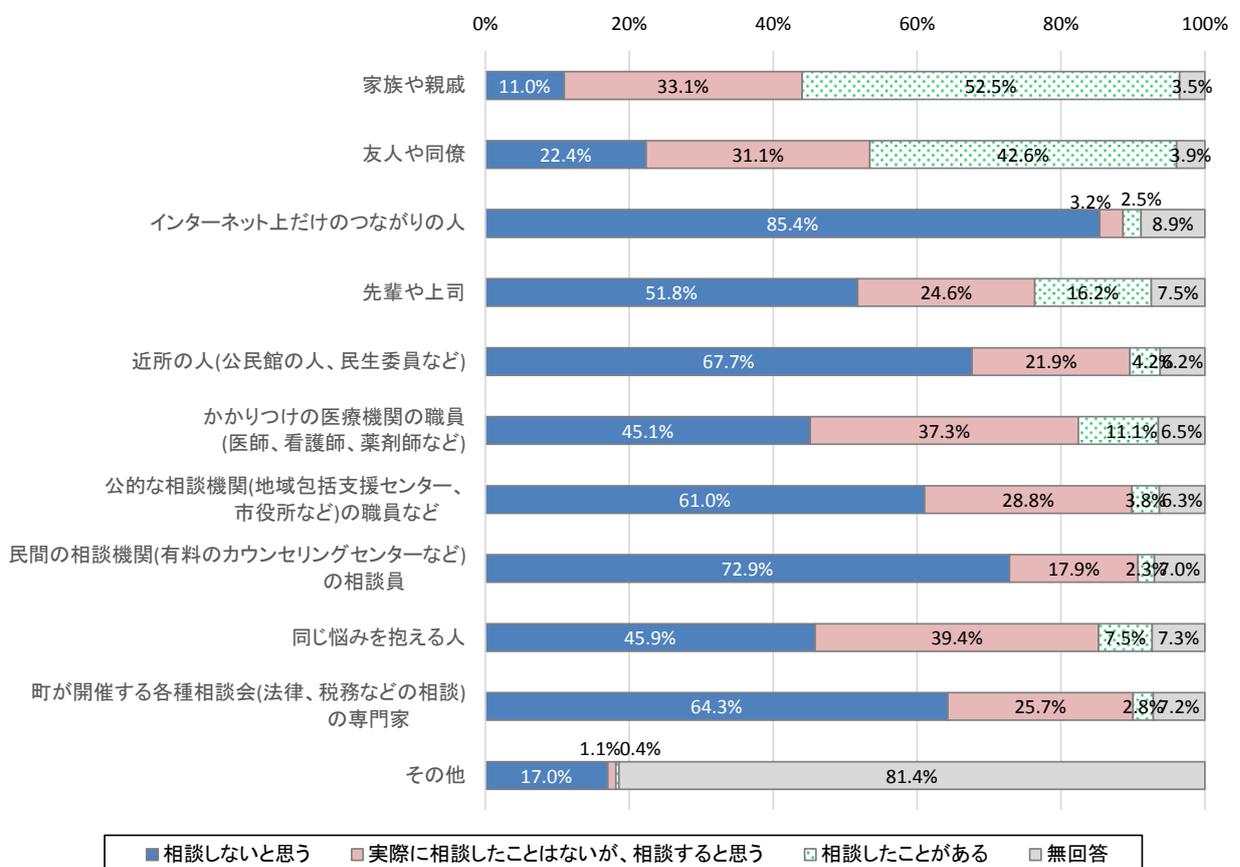


②相談相手

悩みやストレスの相談相手は、7割を超える人が「家族や親戚」「友人や同僚」。

悩みやストレスの相談相手は、「家族や親戚」や「友人や同僚」がいずれも7割を超えており、その他は「かかりつけの医療機関の職員(医師、看護師、薬剤師など)」が48.4%、「同じ悩みを抱える人」が46.9%、「先輩や上司」が40.8%、「公的な相談機関(地域包括支援センター、市役所など)の職員など」が32.6%などとなっています。(※数値は、「相談したことがある」と「実際に相談したことはないが、相談すると思う」を合わせた割合)

【図表 2-10 悩みやストレスの相談相手 (N=711)】



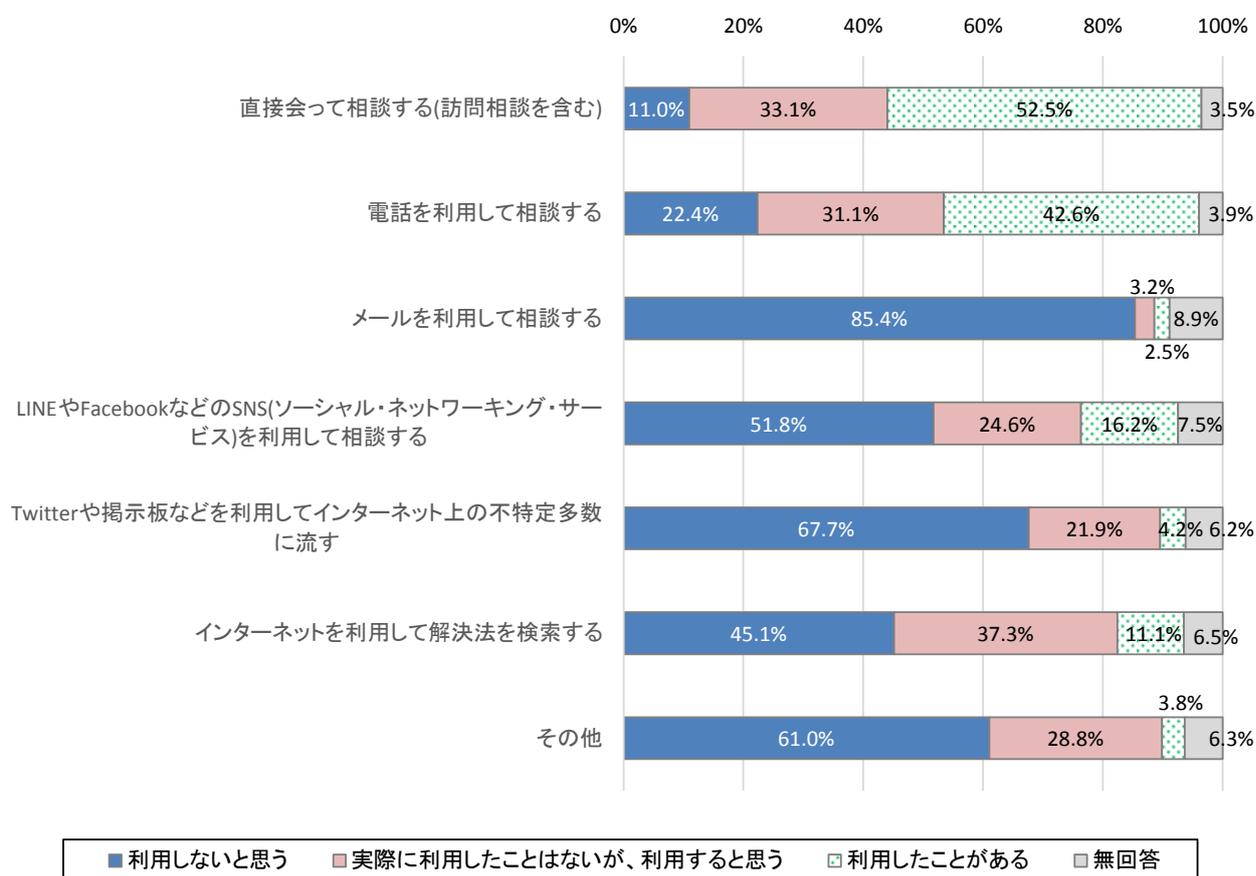
③相談する方法

悩みやストレスの相談方法は、8割超の人が「直接会って相談する（訪問相談を含む）」。

悩みやストレスの相談方法は、8割超が「直接会って相談する(訪問相談を含む)」、7割超が「電話を利用して相談する」、約5割が「インターネットを利用して解決法を検索する」などが多くなっています。（※数値は、「利用したことがある」と「実際に利用したことはないが、利用すると思う」を合わせた割合）

メールやSNS、インターネットを利用すると回答したのは、男女とも40歳代以下で多くなっており、メールは女性の20～40歳代、SNSは男女とも20歳代、インターネット上で解決法を検索するは、女性の20～40歳代が多くなっています。

【図表 2-11 悩みやストレスを相談する方法 (N=711)】

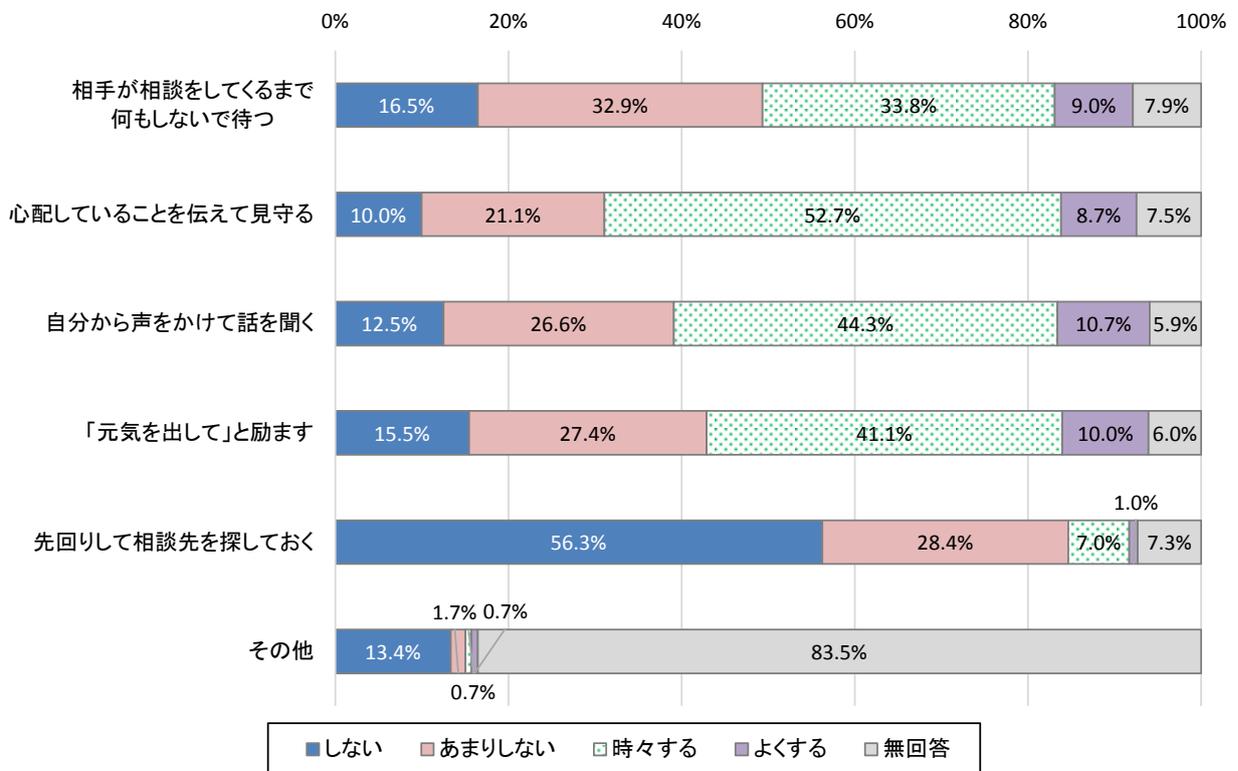


(3) 相談を受けることについて

身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時に、6割を超える人は「心配していることを伝えて見守る」としている一方、5割の人は「自分から声をかけて話を聞く」「『元気を出して』と励ます」と回答している。

理由はわからないが、身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時に、どうするかについては、「心配していることを伝えて見守る（61.5%）」、「自分から声をかけて話を聞く（55.0%）」、「『元気を出して』と励ます（51.1%）」などと回答した人が5割を超えています。（※数値は、「よくする」と「時々する」を合わせた割合）

【図表 2-12 相談を受けることについて (N=711)】



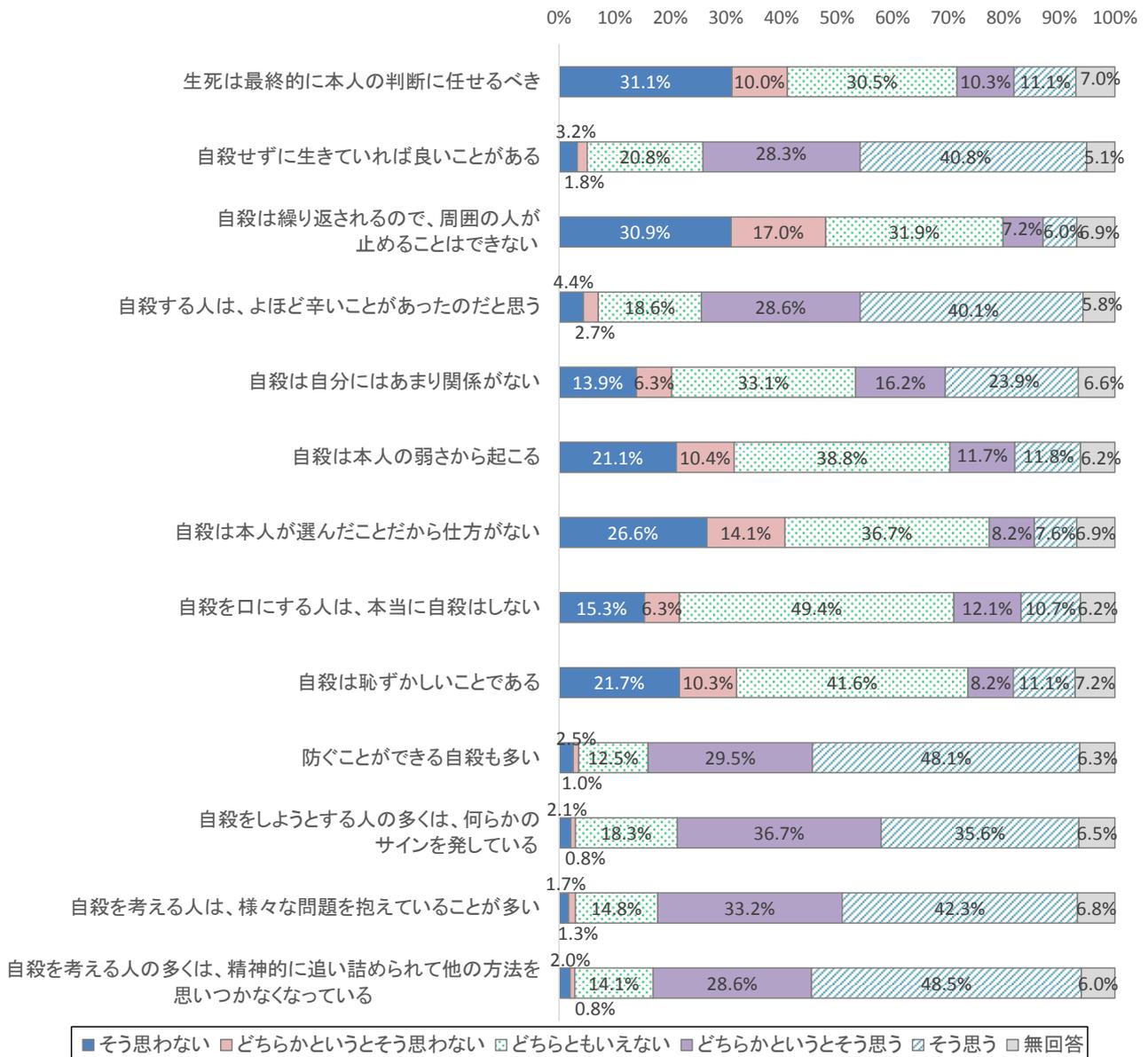
(4) 自殺に関する考え方について

①自殺に関する意見

8割近い人が、自殺に関して「防ぐことができる自殺も多い」、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」と回答している。

自殺に関する意見については、「防ぐことができる自殺も多い（77.6%）」、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている（77.1%）」、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い（75.5%）」、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している（72.3%）」との回答が7割を超えています。（※数値は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）

【図表 2-13 自殺に関する意見（N=711）】

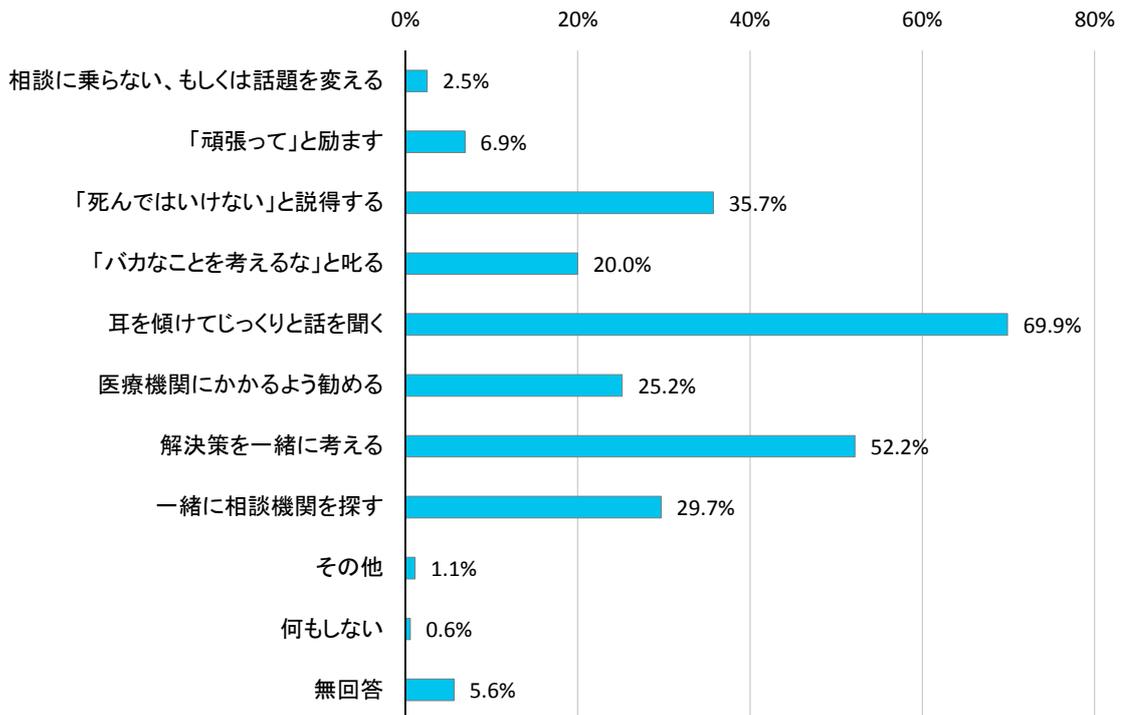


②「死にたい」と打ち明けられた時の対応

7割の人が、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」と回答している。

身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応については、約7割が「耳を傾けてじっくりと話を聞く」、約5割が「解決策と一緒に考える」、3割強が「死んではいけない」と説得する」との回答が多くなっています。

【図表2-14 「死にたい」と打ち明けられた時の対応 (N=711)】



(5) 市の自殺対策について

①市の自殺対策事業の認知度

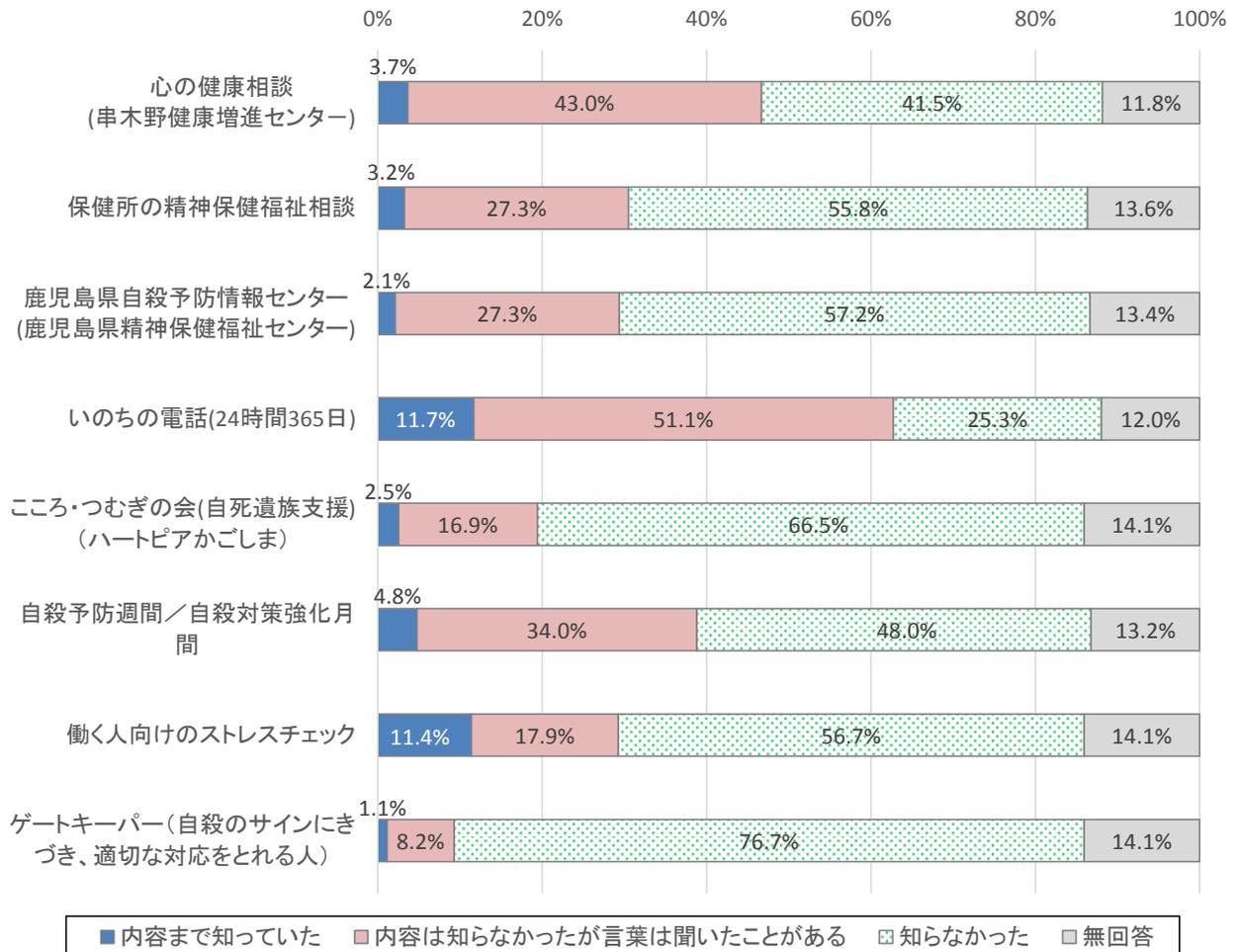
9割超が「自殺対策関連の相談機関」や「ゲートキーパー」のことを知らない。

自殺対策に関する事柄についての認知度について、「内容まで知っていた」との回答割合が多かったのは、「いのちの電話(24時間365日)」(11.7%)、「働く人向けのストレスチェック」(11.4%)で、他の事項については1割未満の回答割合となっています。

なお、「内容まで知っていた」と「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」を合わせた『聞いたことがある(知っている)(計)』は、「いのちの電話(24時間365日)」が62.8%で最も多く、次いで「心の健康相談(串木野健康増進センター)電話相談」(46.7%)、「自殺予防週間/自殺対策強化月間」(38.8%)などの順となっています。

一方、「知らなかった」は、「ゲートキーパー(自殺のサインにきづき、適切な対応をとれる人)」(76.7%)、「ころも・つむぎの会(自死遺族支援)(ハートピアかごしま)」(66.5%)、「鹿児島県自殺予防情報センター(鹿児島県精神保健福祉センター)」(57.2%)となっています。

【図表2-15 市の自殺対策事業の認知度 (N=711)】

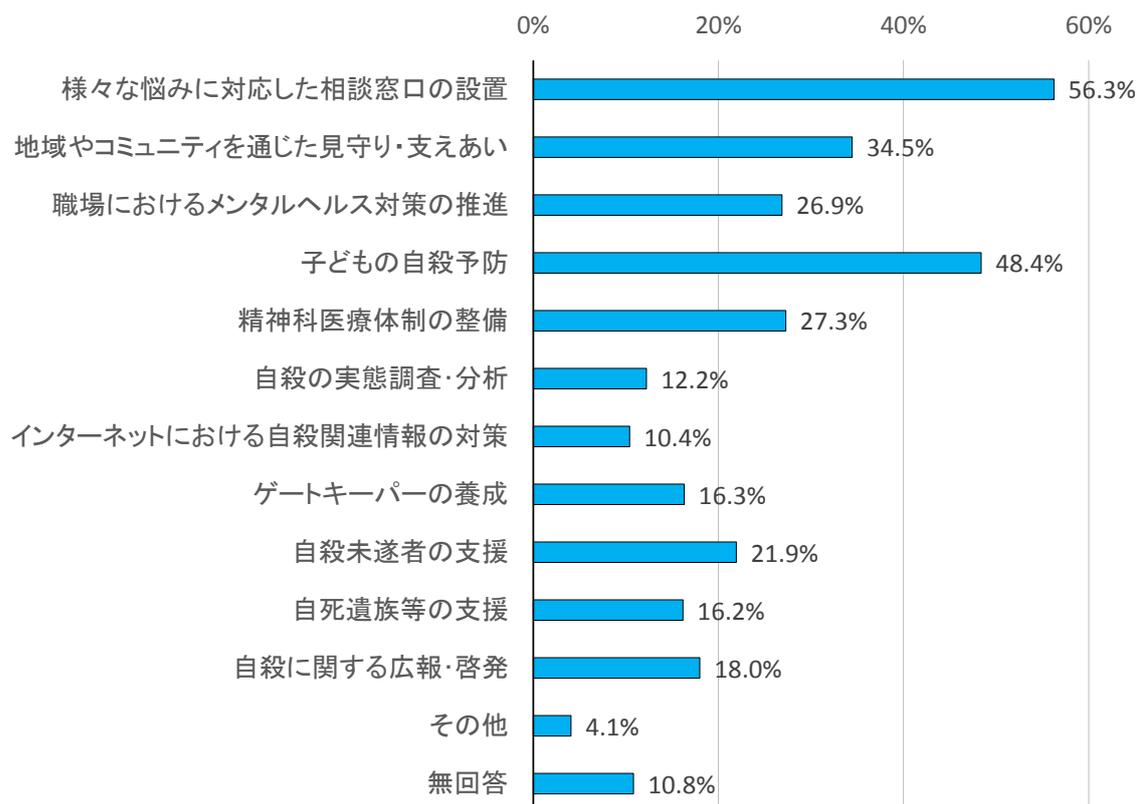


②市の自殺対策で必要なもの

自殺対策で必要なものは、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「子どもの自殺予防」、「地域やコミュニティを通じた見守り・支えあい」。

いちき串木野市において自殺対策で必要と思うものについては、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が56.3%と最も多く、次いで「子どもの自殺予防（48.4%）」、「地域やコミュニティを通じた見守り・支えあい（34.5%）」の順となっています。

【図表2-16 市の自殺対策で必要なもの（N=711）】



(6) 自殺に関する統計からみた本市の特徴

市の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」、ならびに自殺総合対策推進センターが自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。

また、自殺に対する市民の意識などの実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施し、この調査結果を分析しました。

これらの分析結果から見えてきたいちき串木野市の自殺をめぐる現状のポイントは、以下の通りです。

- 市内における年間自殺者数は減少傾向にあり、自殺死亡率（10万人あたりの自殺者数）は全国、鹿児島県の平均より低い。
- 高齢者、特に70歳以上の自殺死亡率が高い。
- 性別では、女性より男性の方が自殺死亡率が高い。
- 自殺者の約6割に同居人がいた。
- 自殺者の多くが無職者である。
- 市民の9割超が「自殺対策関連の相談機関またはゲートキーパーのことを知らない」
- 市民の約8割が「防ぐことができる自殺も多い」と感じている

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない、
居心地の良いまちづくりを目指す

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

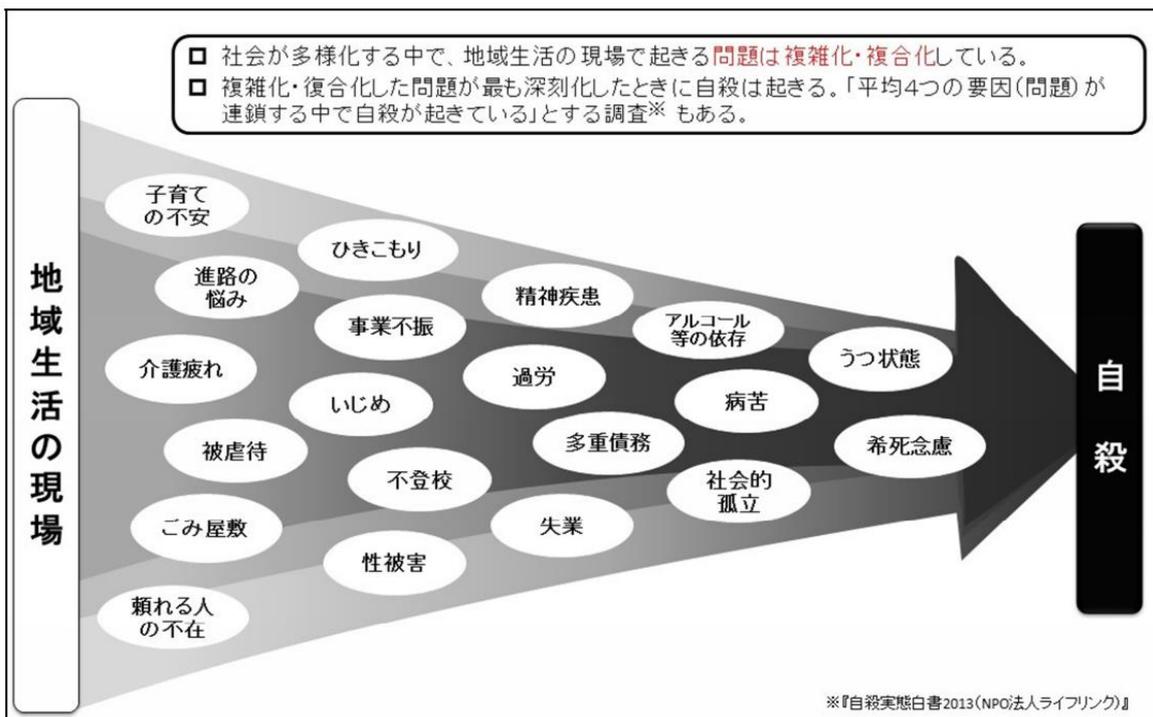
下図にあるように、自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じた「生きることの包括的な支援」によって社会全体の自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す必要があります。

これらの考え方を踏まえ、本市においては上記の基本理念を掲げ、本計画の総合的な推進に取り組みます。

図 3-1 自殺の危機要因イメージ



2 基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。

本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭において、自殺対策を推進していきます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- (3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

自殺のリスクが高まるとき

生きることの
促進要因



生きることの
阻害要因

△将来の夢
△家族や友人との信頼関係
△やりがいのある仕事や趣味
△経済的な安定
△ライフスキル（問題対処能力）
△信仰
△社会や地域に対する信頼感
△楽しかった過去の思い出
△自己肯定感 など

▼将来への不安や絶望
▼失業や不安定雇用
▼過重労働
▼借金や貧困
▼家族や周囲からの虐待、いじめ
▼病気、介護疲れ
▼社会や地域に対する不信感
▼孤独
▼役割喪失感 など

NPO法人ライフリンク作成

3 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺総合対策大綱に示される5つの基本方針に沿って、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

自殺のリスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、推進することが重要です。

(2) 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることを選択し、安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する等社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが必要です。

有機的な連携を図るため、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ（注釈有）など、関連の分野において生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策を効果的に連動させる

自殺対策は、①個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、②問題を複合的に抱える人を包括的に支援するための関係機関等による連携といった「地域連携のレベル」、③法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正といった「社会制度のレベル」、という3つのレベルに分けて考えることができます。社会全体の自殺リスクを低下させるためには、これらを有機的に連動させることで総合的に推進することが重要です。

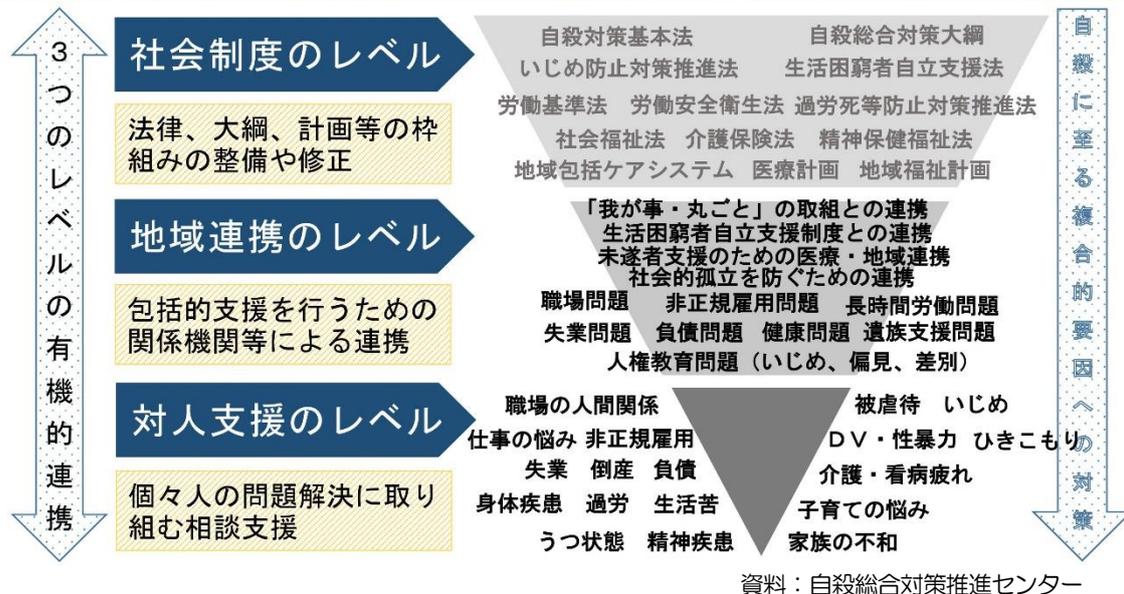
また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」も重要です。

性的マイノリティとは？

性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者などが含まれる。

三階層自殺対策連動モデル（TISモデル） （Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures）

TISモデル → 社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの有機的連動による、総合的な自殺対策の推進



(4) 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のためには、自殺に追い込まれようとしている人や遺された人への支援といった実践的な取り組みに加え、これらの取り組みが地域に広がり、自殺対策という概念が市民に浸透することが重要です。そのため、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めるべきであるということが市民全体の共通認識となるよう、普及啓発を行う必要があります。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、本人が抱える問題における専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

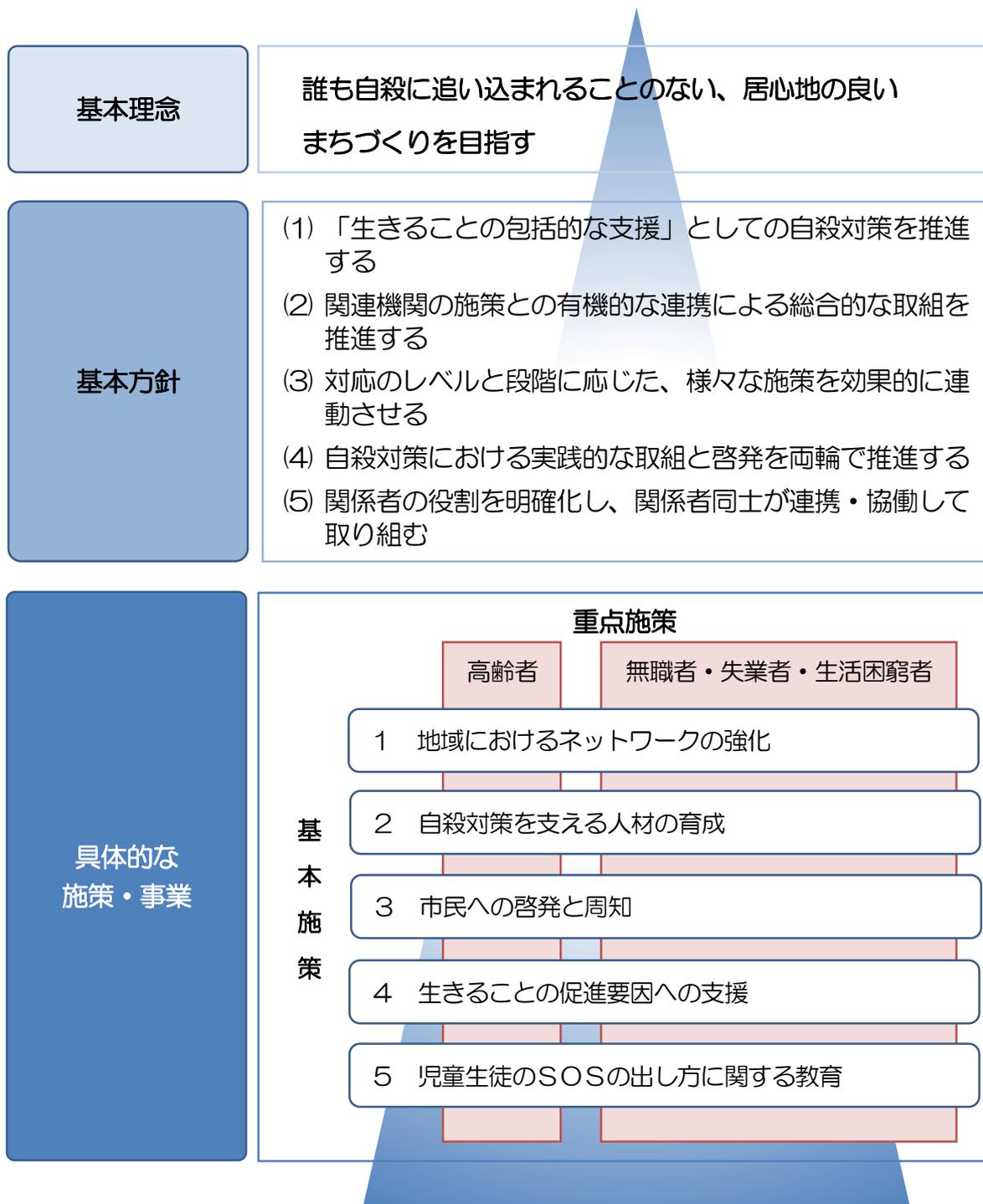
(5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけでなく、国や県、他の市町村、関係機関、企業そして市民と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

4 施策の体系

基本理念、基本方針を実現するため、以下のとおり、5つの基本施策と、2つの対象群を重点とした自殺対策を推進します。

基本施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされており、欠かすことのできない基盤的な取り組みとなっています。本市における現状を踏まえ、自殺のハイリスク群である「高齢者」、「無職者・失業者・生活困窮者」を対象とする対策を重点的に取り組みます。



第4章 具体的な施策・事業

1 基本施策

いちき串木野市では、国が示した「地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない」下記の5つの基本施策に則って、各施策を連動させつつ、総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化します。

〈いちき串木野市の基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮して誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくりを実現するために地方公共団体、関係団体、民間団体が有機的に連携・協力し、ネットワークの強化を進めます。

なお、ここでは自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。

① 地域における連携・ネットワークの強化

取組・事業	内容	主な実施主体
<ul style="list-style-type: none"> 各団体の開催している会議や自殺対策推進会議委員が参加している会議など 高齢者見守り活動 こころの健康づくり自殺対策連絡会 	<p>地域の関係機関や民間団体などで構成されるネットワークを活用し、連携を強化していくことで自殺対策について地域レベルで考え、取り組みを進めていきます。</p>	<p>まちづくり協議会 地域女性団体連絡協議会 高齢者クラブ PTA 連絡協議会 串木野青年会議所 商工会議所 労働基準監督署 公共職業安定所 民生委員・主任児童委員 伊集院保健所等</p>

② 特定の課題に対する連携とネットワークの強化

取組・事業	内容	主な実施主体
<ul style="list-style-type: none"> G-P ネット（注釈有） 虐待防止ネットワーク 地域自立支援協議会 地域ケア会議 消費生活対策事業等 	<p>生活困窮者や消費生活問題、虐待、配偶者からの暴力、疾病など特定の課題を有する自殺リスクの高い方々に対し、関係機関・行政が連携して支援できるように検討会や研修など様々な手法で支援をしていきます。</p>	<p>医師会 福祉課 地域包括支援センター 水産商工課 健康増進課等</p>

G-P ネットとは？

内科などの一般医と精神科医との連携をスムーズにすることを目的として立ち上げられた組織「一般医－精神科医ネットワーク」の通称です。G-P は、一般医の「General physician」と精神科医の「Psychiatrist」の頭文字をとったもので、うつ病患者の早期発見・早期対応の体制整備を図ることを目的にしています。

③ 庁内外・地域におけるネットワークの強化

取組・事業	内容	主な実施主体
<ul style="list-style-type: none"> いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議 	<p>行政と地域で構成する「いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議」において自殺対策について各関係機関、民間団体と連携するとともに関係者の知見を活かし、総合的に取り組みを検討し、施策の調整を行い、自殺対策を推進していきます。</p>	健康増進課

【目標】

指 標	目標値	目標設定の考え方
いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議の開催	毎年1～2回	現状維持

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期発見・対応するため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに「気づき」、「声をかけ」、「話を聞き」、「必要に応じて専門家につなぐ」、「見守る」ゲートキーパー（注釈有）の役割を担う人材を育成する研修の機会や講座を充実していくことが必要です。

ゲートキーパー養成の取り組みの中で、市民一人ひとりが周りの人の異変に気づいた場合に、身近な「ゲートキーパー」として適切に行動することができるよう、必要な知識の普及・啓発に努め、また自死遺族、自殺未遂者等の気持ちに寄り添い、見守り・支えることのできる社会をつくるために、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等も実施していきます。

① 自治体職員等を対象とする研修の実施

取組・事業	内容	主な実施主体
<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員を対象とする研修会 ゲートキーパー養成講座 配慮事項の知識や情報を得るための講座 	<p>市職員に自殺や自殺関連事業に関する正しい知識の普及と、電話・対面等の相談スキルの向上を図るための研修の機会を確保し、職員がゲートキーパーの役割を担うことで早期の問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにします。</p> <p>また、自治体や企業等において、精神障がい者等が安定して働き続けることができるよう、応援者になってもらうための講座を実施していきます。</p>	<p>公共職業安定所 健康増進課 総務課等</p>

② 関係機関・団体の方々（地域の支援者）を対象とした人材育成

取組・事業	内容	主な実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー養成講座 	<p>だれもが生きやすい地域づくりに向け、様々な分野に関連する方がゲートキーパーの役割を担えるよう、「気づき」「傾聴」「見守り」「つなぐ」、ゲートキーパー養成講座や研修を受ける機会を設けます。</p>	<p>伊集院保健所 公共職業安定所 市学校保健会 消防本部 地域包括支援センター 健康増進課 福祉課 社会教育課等</p>

③ 市民を対象とした人材育成

取組・事業	内容	主な実施主体
・ゲートキーパー養成講座	だれもが生きやすい地域づくりに向け、市民一人ひとりが、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人に、気づき、傾聴し、見守り、つなぐという役割について理解してもらい、自死遺族や自殺未遂者については、気持ちに寄り添い、あたたかく見守るなどの意識が共有されるよう、推進していきます。	健康増進課

【目標】

指 標	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	目標設定の考え方
市民のゲートキーパー養成講座の受講者数	33 人	500 人	今までの実績による
自治体職員の自殺対策研修受講率	—	70%以上	

ゲートキーパーとは？

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場で

できることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こりうることでありますが、その心情や背景については理解されにくい現実があります。自殺に追い込まれる心情・自殺関連事象について理解を深めることを含め、「誰かに助けを求めることができる」、「助けを求めることが適切である」ということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を進めていく必要があります。また、行政は、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

① 自殺に関する正しい知識の普及啓発

取組・事業	内容	主な実施主体
自殺予防週間・自殺対策強化月間（注釈有）の啓発活動の推進	自殺対策に関する啓発グッズ等の配布、街頭キャンペーンを実施していきます。	伊集院保健所 警察署等 健康増進課
自殺対策に関する PR 活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の出前講座 ・各種相談窓口 (電話/来所/相談/家庭訪問) ・意見箱の利用 ・講演会などの展示ブース ・図書館展示 ・高齢者福祉バス車内掲示 ・消防団活動を活用した普及啓発 ・広報誌掲載等 	市民とのさまざまな接点を生かして、自殺対策に関するパンフレット、リーフレットの配布、カードなどを窓口に設置、またイベント講演会などでパネル展示などを実施することで自殺予防を推進します。	NPO 法人 伊集院保健所 消防本部 市民課 福祉課 社会教育課 水産商工課 政策課 都市計画課 健康増進課等

自殺予防週間・自殺対策月間とは？

自殺対策強化月間は、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と国が定め、期間中、広報啓発活動を集中的に行うとともに、関係団体等とも連携し、悩みを抱えた方やその周囲の方が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとしています。

自殺予防週間は、9月10日の世界自殺予防デーからの1週間（10日から16日まで）、自殺予防に関する集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解を促すこととしています。

② 働き盛り世代や高齢者・障がい者等を対象とした普及啓発

取組・事業	内容	主な実施主体
自殺対策に関する正しい知識の普及啓発 ・地域女性団体連絡協議会の研修会 ・まちづくり協議会 ・ゆめときめきセミナー ・メンタルヘルス対策や職場環境の改善について助言 ・職場の上司等対象のラインケア（注釈有）の説明や周知等	地方公共団体、関係団体や民間団体で開催する各種セミナーや講座、研修会の中で、自殺対策の視点を持って、取り組んでいきます。	地域女性団体連絡協議会 まちづくり協議会 高齢者クラブ NPO 法人 労働基準監督署等

ラインケアとは？

企業などの職場のメンタルヘルス対策において、部長・課長などの管理監督者が直属の部下にあたる労働者へ個別の指導・相談や職場環境改善を行う取り組みのことです。

ラインケアはメンタルヘルスケアの要であり、事業者は管理監督者がこれを適切に実行できるよう、教育・研修、情報提供を行う必要があります。

③ 子どもや子育て世代に対する普及啓発

取組・事業	内容	主な実施主体
自殺対策に関する正しい知識の普及啓発 ・保護者対象の講演会 ・青少年健全育成市民会議等 ・保育所等	子どもや子育て世代に対して、自殺対策に関するパンフレット・リーフレット・カード等の配布の協力やカードなどを窓口に設置すること、イベント・講演会の際に自殺予防に資する内容を実施することに努めていきます。	市学校保健会 PTA 連絡協議会 串木野青年会議所 社会教育課 福祉課等

【目標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (平成35年度)	目標設定の考え方
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	38.8%	50%	市民アンケートによる回答 2人に1人
ゲートキーパーを知っている人の割合	9.3%	25%	市民アンケートによる回答 4人に1人
自殺対策に関するパンフレット、リーフレット、カード等の設置箇所	—	増やす 10か所以上	行政機関窓口と自殺対策に協力・連携してもらえる関係団体

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのため、本市においても生活上の困り事に対する支援や関係者の連携で解決を図る体制づくり、孤立を防ぐための居場所づくり、相談体制の充実、うつ等のスクリーニングによる早期発見と対応など、自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

取組	内容	主な実施主体
相談窓口の明確化	相談窓口の一覧表を作成するなど相談窓口の情報等、解りやすい情報発信に努めます。	いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議など
自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口 (電話・来所相談・家庭訪問) ・税務相談・納税相談 ・生活困窮者自立支援に関すること ・配偶者からの暴力防止に関すること ・職業相談 ・警察安全相談 ・経営相談 ・心配ごと相談等 	それぞれの年代や生活状況によって生じる様々な困りごとに応じて、関係者と連携を図りながら相談しやすい環境づくりと問題解決に努めます。 (高齢者・妊産婦・子育てをしている保護者・障がい者(児)・生活困窮・DV・住まい等)	公共職業安定所 警察署 社会福祉協議会 NPO 法人 商工会議所 商工会 全庁的に実施
生きる促進要因を増やす取組 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習教室 ・健診等の実施と保健指導・自宅訪問 ・地区単位でのサロン(ころばん体操等) ・図書館 ・妊産婦・母子相談・検診等 ・親子教室 ・子育て支援センター ・ひきこもりや不登校の子を持つ親サロンなど ・さまざまな家族会・保護者会 ・生活福祉資金貸付 ・イベントの実施(スポーツ大会や祭り)等 	行政や関係団体・民間団体の実施している相談窓口の紹介や各教室の運営の支援を継続し、居場所づくり、生きがいづくりを支援します。	社会福祉協議会 地域女性団体連絡協議会 NPO 法人 高齢者クラブ まちづくり協議会 青年会議所 伊集院保健所 全庁的に実施

取組	内容	主な実施主体
自殺未遂者への支援	自殺未遂者に対する警察・消防・医療・行政との連携強化について「いちぎ串木野市のいち支える自殺対策推進会議」にて連携の強化の検討を進めます。 ・自殺未遂者支援連携体制構築事業（県事業）	伊集院保健所 警察署 消防本部 福祉課 健康増進課等
遺された人への支援	行政機関窓口や警察署など、自死遺族支援に関する情報や内容が記載されたパンフレットやリーフレット等を配置し、住民に情報周知を図ります。	市民課 警察署

【目標】

指 標	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	目標設定の考え方
自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合	1 割程度	6 割以上	市民意識調査結果による
自死遺族支援に関する情報や内容が記載されたパンフレット、リーフレット等の配布	—	平成 32 年度までに開始	

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めたら良いのかを学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けをもとめてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方教育）を行うことと、SOSの出し方を教えるだけでなく、学校や地域の周囲の大人がSOSに気づく感度を高め、受け止めていくことができるような環境づくりを進めます。

取組	内容	主な実施主体
SOSの出し方に関する教育の推進 ・出前講座（認知症出前講座含む） ・いじめ問題の取組 ・不登校児童生徒への支援 ・こども電話110番 ・いじめを考える週間の実施 ・ヤングテレホン等	命の大切さを実感できる教育と共に、困難やストレスに直面したときに信頼できる大人や相談機関に助けを求められることができるよう、具体的かつ実践的な取り組みを行います。	警察署 主任児童委員 市学校保健会 学校教育課 社会教育課 政策課 健康増進課等
SOSに気づく・感度を高めるための取組 ・学校支援事業 ・家庭教育支援事業 ・教職員の対応スキル研修 ・女性セミナー ・家庭教育学級 ・学校訪問 ・若年層支援関係者向け研修会等	児童生徒が出したSOSに対していち早く気づき、どのように受け止めて対処するかについて理解を深め、連携を強化します。	児童相談所 地域女性団体連絡協議会 PTA連絡協議会 民生委員・主任児童委員 伊集院保健所 学校教育課 社会教育課等

【目標】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (平成35年度)	目標設定の考え方
SOSの出し方教育実施学校数	—	平成35年度までに全小中学校で実施	

2 重点施策

国が示した、いちき串木野市の「地域自殺対策政策パッケージ」における重点項目とところの健康に関する市民意識調査をもとに、下記の2つの施策について行政、関係団体と連携を強化することで、生きるための阻害要因を減らし、促進要因を増やす取り組みを進めます。

(1) 高齢者への支援の強化

高齢者の自殺の要因については、慢性疾患による将来への不安のほか、身体機能の低下に伴った社会や家庭での役割喪失や、配偶者や友人の死などで人間関係が希薄になること、さらには介護疲れによるうつ病も多いとされています。

高齢者の自殺対策として、高齢者支援の充実を引き続き推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関の連携を強化し、高齢者が孤立せず生きがいをもって住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを目指します。

① 高齢者の自殺リスクの早期発見から高齢者の早期支援の更なる推進

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨を行います。

【主な取組】

取組	内容	主な実施主体
在宅医療介護連携推進事業	医療・介護の従事者に対しゲートキーパーの養成講座を受講する機会を設け、地域におけるネットワークを強化します。	医師会 地域包括支援センター
健康地域づくり推進員 食生活改善推進員 運動普及推進員	ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、地域活動の際に、ゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう人材育成に努めます。	健康増進課
ゲートキーパー養成講座	幅広く市民の方々にゲートキーパー養成講座の取り組みを推進し、身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行います。	健康増進課
ひとり暮らし等施策 (登録ボランティアによる 安否確認)	住民ボランティアにゲートキーパー養成講座を受講してもらい、育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくよう取り組みます。	福祉課等

②高齢者とその支援者への啓発

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

具体的には、高齢者とその支援者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等の資料を、さまざま取り組みを通じて、高齢者本人とその支援者（家族含む）に配布します。

【主な取組】

取組	内容	主な実施主体
広報紙（健康づくりシリーズ） 健康まつりでの媒体配布 街頭キャンペーン	広報誌や健康まつり等で、心の健康づくりの啓発資料の配布や講話など普及啓発を行います。	健康増進課
健康教育、出前講座 （健康づくり）	地域のサロン等の集いの場でこころの健康と地域のつながりの関係について普及啓発するとともに自殺対策についての情報発信を行います。	健康増進課
生きがい施策 （高齢者向けクラブへの活動助成）	講習会や研修会で自殺対策に関する正しい理解等を情報提供し、住民への普及啓発を行います。	福祉課
長寿まつり開催事業 （元気いきいきフェスタ）	イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援（自殺対策）のパネル展示やブース出展の機会を検討し、高齢者及びその周囲の方々への普及啓発を行います。	福祉課
高齢者福祉バス運行事業	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示し、高齢者への相談先情報等を周知していきます。	福祉課
健康づくり以外の出前講座	自殺対策リーフレット等の配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ります。	各課
消防団活動	自殺対策リーフレット等の配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ります。	消防本部

③「地域の支え合い」活動（居場所活動）の充実

高齢者が住み慣れた地域で、地域などとのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに心身の健康の保持増進につながるよう、サロンや集いの場などを充実します。

また、各種講座やセミナー等への参加に加え、他の受講生との交流などを通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。

【主な取組】

取組	内容	主な実施主体
ころばん体操事業	高齢者の生きがいや役割づくり、居場所づくりのために今後もころばん体操の普及に努めます。	地域包括支援センター
家族介護教室 （かたいもんそ会）	認知症の介護は、介護負担が大きく、自殺リスクも高くなるため、介護者どうしの気持ちの分かち合いや居場所づくりを今までのとおり継続していきます。	地域包括支援センター
高齢者クラブ会員	徘徊見守りSOSネットワーク訓練等の機会に自殺対策の正しい知識・情報を得ながら、気づき役・つなぎ役となるよう努めます。	単位協議会でも実施予定

(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化

一般的に、生活困窮の背景として、労働、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい等の多様な問題を複合的に抱えていることが多いといわれています。

また、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであり、自殺のリスクが高いと考えられるため、効果的な生活困窮者対策が生きることの包括的支援となり得るといえます。

①生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携の強化、関係機関・行政の連携強化によって、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

【主な取組】

取組	内容	主な実施主体
生活保護施行に関する事務	生活保護利用者（受給者）は、自殺のリスクが高いため、各種相談・支援の提供を行うことで自殺リスクの軽減に努めていきます。	福祉課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人は、課題や必要としている支援先等が重複している場合が多いため、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行い、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていけるよう今後検討していきます。	福祉課
税務相談・窓口業務	各種相談を受ける税務窓口は、多重債務など潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要なため、適切な対応と支援を行います。	税務課
徴収・換価の緩和（猶予）制度としての納税相談	市税等を納期限までに行えない、生活面の問題を抱えている者は納付困難な状況にある可能性が高いため、来所時に様々な生活支援につなげるよう、体制づくりに努めます。また納税相談により確認した多重債務者及び就労困難者については他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題解決に向けた支援を展開していきます。 多重債務者に対しては、債務整理を促し、消費生活相談員と連携した取組みを行い、就労困難者は就労支援を行うことで関係機関と連携した取組みを行っていきます。	税務課 福祉課 水産商工課等
消費生活対策事務	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクが高いため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援の展開を図ります。	水産商工課
市民相談	相談内容に応じて、関係各課に情報提供及び対応依頼を行うことにより、早めの対応に努めます。	市民課
公営住宅等管理事務	市営住宅は、低所得者向けの住宅である為、生活面での困難や問題を抱えるなど自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に対応するため、窓口として適切に対応します。	都市計画課
家賃収納対策	未納・滞納者の中には、生活面や金銭面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあう可能性も高いため、各種相談窓口の紹介等、気づき役やつなぎ役としての役割を担っていきます。	都市計画課

取組	内容	主な実施主体
配偶者等からの暴力防止対策事業	DV で悩んでいる被害者を関係部署と連携し支援することで、精神的に落ち込んでいる被害者が、自立に向けての支援や悩みを解消することで不安を解消できるよう支援します。	政策課

②ひきこもり状態の人に対する支援の推進

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。

このことから、関係する担当職員などへのゲートキーパー養成講座を通じて、支援へのつながりの強化、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人の早期発見につなげます。

【主な取組】

取組	内容	主な実施主体
自治体職員のゲートキーパー養成講座の受講や様々な問題に関する研修の受講	自治体職員に対するゲートキーパー養成講座の取り組みを進め、一人一人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、庁内・関係機関と連携・協働して問題の解決に取り組みます。	全庁的に実施

3 生きる支援に関連する取組

(1) 地域におけるネットワークの強化

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
総合計画策定事業	総合計画の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなるため、後期基本計画（H34-H38年度）の策定の際に、自殺対策と連携できる部分を検討していきます。	後期基本計画に自殺対策を盛り込む（H34年度）	政策課
障害福祉計画策定・管理事業	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	就労支援等で『生きることの促進要因』として策定可能	福祉課
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画事業	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	次期計画 H33年度自殺対策と連動して協議可能	福祉課 健康増進課
地域ケア会議	地域の高齢者の抱える問題を把握し、情報を共有することで地域におけるネットワークの強化を図ります。	継続	地域包括支援センター
健康なまちづくり推進協議会	第二次いちき串木野市健康増進計画の健康の目標である「自殺者を減らす」ための取り組みについて本計画との連動性を高めて推進します。	次期計画 H39年度自殺対策と連動して協議可能	健康増進課
いのち支える自殺対策推進会議	自殺対策について必要な事項を協議し、関係団体、関係行政機関と連携・協働し自殺対策の取り組みを推進します。	会議開催年1-2回	健康増進課
虐待防止ネットワーク推進事業	ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ります。	ゲートキーパー講習の受講を推進	福祉課
地域自立支援協議会の開催	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークの中で自殺対策の連動性を高めて推進します。	講演会の実施	福祉課
消費生活対策事務	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある為、消費者団体との連携を図り、消費生活上の困難を抱える人の包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。	消費者月間（5月）として年1回関係団体と連携し、消費生活センターのPRを実施（単年度）	水産商工課
G-P ネット （かかりつけ医から精神科医につなぐ）	患者の抱える問題を専門的な視点で判断し、必要に応じて専門医につなぐなど情報の共有することでネットワークの強化を行います。	継続	医師会

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
地域女性団体連絡協議会の研修会 (地区単位での福祉部会)	地域住民の抱える問題を把握し、情報を共有することで自殺対策についても考慮しつつ、地域におけるネットワークの強化を行っていきます。	継続	地域女性団体連絡協議会 社会教育課等
まちづくり協議会の代表の定例会 各まちづくり協議会の総会や定例会	他の協議会やネットワークに参加する機会がある時に、自殺対策の視点を持ちながら話し合いに参加していきます。	継続	まちづくり協議会
地域の見守り活動 各高齢者クラブの定例会	他の協議会やネットワークに参加する機会に、高齢者自らの経験や知識を活かして地域活動と連携し、自殺対策の視点を持ちながら話し合いに参加していきます。	継続	高齢者クラブ
市PTA連絡協議会 学校運営協議会	いじめ、不登校、家庭・学校関係における人間関係の複雑さについて多岐に渡って検討協議していくため、自殺対策の視点を持ちながら話し合いに参加していきます。	継続	PTA連絡協議会 串木野青年会議所 社会教育課等
地域・学校・家庭と民生委員主任児童委員・教育相談員との密な連携による対応	警察が委託している少年補導員を交えた取り組みを今まで通り継続していきます。	継続	主任児童委員 民生委員児童委員
事業場のメンタルヘルス対策支援	鹿児島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターと連携を図り、自殺対策の視点を持ってネットワークを強化していきます。	継続	労働基準監督署
こころの健康づくり・自殺対策連絡会 精神障害者地域移行地域定着推進会議 民生委員等研修会	こころの健康づくりや自殺予防に関する関係機関・団体で構成する「こころの健康づくり・自殺予防連絡会」において、自殺予防対策を支えるネットワークの推進を図り、関係機関と連携して地域の実情に応じた取組を推進します。 精神障害者が地域で安心した生活を維持するために、相談支援事業所における地域移行・地域定着支援の取組が推進されるよう人材育成に努めます。 地域住民の身近な相談相手・見守り役である民生委員の対応スキルの向上に向けて研修会を実施します。	継続	伊集院保健所 民生委員児童委員

(2) 自殺対策を支える人材の育成

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
在宅医療介護連携推進事業	医療・介護の従事者に対しゲートキーパーの養成講座を受講する機会を設け、地域におけるネットワークを強化します。	期間中に取り組む	医師会 地域包括支援センター等
健康地域づくり推進員 食生活改善推進員 運動普及推進員	ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、地域活動の際に、ゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう人材育成に努めます。	ゲートキーパー養成講座受講を順次実施	健康増進課
ゲートキーパー養成講座・研修	幅広く市民の方々にゲートキーパー養成講座の取り組みを推進し、身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行います。	行政職員対象：5年後70%の受講を目指す 市民対象：5年後に200人実施	総務課 健康増進課
母子保健推進員設置事業	ゲートキーパー養成講座を受講することで、妊産婦や保護者から相談があった場合に適切な機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役として、役割を担えるよう支援育成していきます。	母子保健推進員研修の一つにゲートキーパー養成講座を実施	健康増進課
障害者基幹相談支援センター事業	センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺・自殺関連事象、うつ病についての正しい知識の普及啓発を行います。	ゲートキーパー講習の受講の推進	福祉課
障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者(児)相談員）	相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、支援が必要な方の気づき役、つなぎ役としての役割を担えるよう研修を行います。	ゲートキーパー講習の受講	福祉課
障害児支援に関する事務	障害児を抱えた保護者への相談を実施し、保護者に過度な負担が掛かることがないように支援していきます。	相談対応にあたる担当者のゲートキーパー講習を受講	福祉課
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう研修を進めます。	ゲートキーパー講習の受講	福祉課
ひとり暮らし等施策（登録ボランティアによる安否確認）	住民ボランティアにゲートキーパー研修を受講を勧め、育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくよう取り組んでいきます。	講演会の検討と実施	社会福祉協議会 福祉課
民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげることが出来るよう必要な知識の普及啓発を行う、人材を育成していきます。	講演会の検討と実施	福祉課
保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	保育士が保護者の自殺リスクを早期に発見し、「気づき役」としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修などの機会を活用し、正しい知識や対応方法の研修の機会を設けていきます。	保育士等のゲートキーパー講習の受講や講演会の勧め	福祉課 保育園等

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
家庭児童相談員設置事業	相談員を通じて児童やその保護者の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応や自殺対策の情報提供・普及啓発、ゲートキーパーなどの人材育成を進めます。	相談員にゲートキーパー講習の受講の勧め	福祉課
税務相談・窓口業務	窓口相談で対応する職員にゲートキーパー研修の受講を勧め、連携する相談機関等に関する情報を提供することで、職員が気づき役・つなぎ役としての対応を取れるようにしていきます。	ゲートキーパー養成講座の受講 税務課職員（全員）	税務課
救急救命士養成、研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ります。	救急救命士養成研修（年1人）	消防本部
ひきこもり・不登校を持つ親サロン	親の悩みを受け止める場をつくり、親を元気にすることで子供への接し方に余裕ができるよう支援していきます。	研修会でゲートキーパー養成講座の実施検討	地域女性団体連絡協議会
高齢者クラブ会員	徘徊見守りSOSネットワーク訓練等の機会に自殺対策の正しい知識・情報を得ながら、気づき役・つなぎ役となれるよう努めていきます。	単位協議会でもゲートキーパー養成講座を検討	高齢者クラブ
各学校内・職員の取組	校内研修で、自殺対策に関する研修を行っていくよう努めます。	少なくとも2年に1回	学校保健会 各学校
警察署内研修として、ゲートキーパー研修を実施	署内研修の一つとしてゲートキーパー研修の企画等を検討していきます。	2～3年に1回実施	警察署
精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座	精神障害者等が安定して働き続けることが出来るよう、障害の特性や仕事を行う上での配慮事項の知識や情報を得るための講座を実施していきます。	受講者 20名以上 年間 4-5回（出前講座を含む）	伊集院公共職業安定所
若年層を対象としてゲートキーパー養成 自殺未遂者支援連携体制構築事業による面接、家庭訪問	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、専門家につなぎ、見守るゲートキーパー等、適切な対応ができる人材の養成に努めます。 自殺未遂者支援では、市や救急告示医療機関及び精神科医療機関等関係機関との連携により、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防止するための支援体制の構築や未遂者支援の充実に努めます。	継続	伊集院保健所

(3) 住民への啓発と周知

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
まちづくり協議会	自殺対策に関する正しい知識の普及啓発のために様々な組織との協働を図って知識の普及啓発を行います。	期間中に取り組む	まちづくり協議会など
健康なまちづくりフォーラム	健康なまちづくりフォーラムの企画の一つとして「自殺対策に対する正しい知識の普及啓発」が実施できるよう協議検討していきます。	5年間のうち1回開催	健康増進課
特定健診・特定保健指導 各種がん検診等	検診等の機会に心の健康づくりの啓発資料の配布や講話など普及啓発を行います。	教育資料の配布	健康増進課
広報紙（健康づくりシリーズ） 健康まつりでの媒体配布 街頭キャンペーン	広報誌や健康まつり等で、心の健康づくりの啓発資料の配布や講話など普及啓発を行います。	広報誌掲載：心の健康づくり2回 街頭キャンペーン 毎年実施 健康まつりで毎年媒体配布	健康増進課
健康教育、出前講座（健康づくり）	地域のサロン等の集いの場でこころの健康と自殺に関する正しい知識について普及啓発を行います。	出前講座（健康づくり） 随時対応	健康増進課
生きがい施策（高齢者向けクラブへの活動助成）	講習会や研修会で自殺予防の正しい理解等を情報提供し、住民への普及啓発を行います。	役員会でのリーフレット配付等	福祉課
長寿まつり開催事業（元いきいきフェスタ）	イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援（自殺対策）のパネル展示やブース出展の機会を検討し、高齢者及びその周囲の方々への普及啓発を行います。	イベント時に一部展示	福祉課 健康増進課
高齢者福祉バス運行事業	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示し、高齢者への相談先情報等を周知していきます。	車内に一部掲示	福祉課
健康づくり以外の出前講座	自殺対策リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ります。	自殺対策リーフレット配布（受講者数分）	各課実施
消防団活動	自殺対策リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ります。	自殺対策リーフレット配布（参加者数分）	消防本部
消費生活対策事務	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していき、包括的な問題の解決に向けた支援の展開を図れるよう必要な情報提供、普及啓発を行います。	消費生活出前講座の開催（悪質商法等の被害防止を図る）	水産商工課
市民相談	窓口に啓発用リーフレットを配置し、住民に情報周知を図ります。	期間中に取り組む	市民課
人権啓発事業	広報紙への掲載やポスター掲示等により、自殺に繋がる要因のひとつである差別やいじめ、暴力、虐待等について市民への人権意識高揚を図り、これらの相談窓口の周知や相談を行います。	期間中に取り組む	市民課

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
公営住宅等管理事務	啓発用パンフを窓口に配置することで住民へ自殺対策の情報周知を図ります。	期間中に取り組む	都市計画課
男女共同参画計画推進事業	「個人の尊厳」「個人の能力発揮」「男女平等」の男女共同参画の視点を市民に浸透させていくことで、固定的性別役割分担意識が解消され、一人ひとりが生きやすくなる社会づくりを進めます。	広報紙への掲載を6回以上(単年) 市民向け講座1回(単年)	政策課
女性連の会	講演会やイベントの際、自殺予防の情報提供を行います。	期間中に取り組む	地域女性団体連絡協議会
茶話会	地区・地域の茶話会等で出前講座等を活用して気づき役・つなぎ役としての役割を担えるように自殺対策の知識を身につけていきます。	継続	地域女性団体連絡協議会等
「携帯・スマホ安全教室」等ネット社会の問題に関する講演会	携帯・スマホの使い方に関して適切に使用し、対応できるよう子ども対象・保護者対象に企画し、自殺対策も視野に入れた講演会の企画を検討していきます。	継続	学校保健会等 各学校 社会教育課
民生委員児童委員による地域の声かけ・見守り等	委員全体で自殺対策、こころの健康づくり等についての講演会や研修会に参加し、地域の中で普及啓発できるように活動します。	3年	民生委員児童委員
ともしびグループ(高齢者見守り活動)の学習会	自殺対策、こころの健康づくり等についての講演会や研修会に参加し、地域の中で普及啓発できるように支援します。	継続	福祉課 社会福祉協議会
こんにちは赤ちゃん訪問 健診の案内 育児支援の情報提供など	子どもの様子や育児中の家族の状況把握に努め、育児に必要な情報の発信や、子育ての不安や置かれている状況について気づき・つなぐことを大切に活動していきます。	継続	健康増進課 母子保健推進員
ご意見箱の設置	保護者、利用者、職員の誰もが利用できることでどんなことでも迅速に対応できる。	意見を出しやすい形の検討	NPO法人 (てんとうむし)
虐待(指導員向け)防止の研修会	研修内容に自殺対策の視点も組み入れ、普及啓発し、支援していきます。	2年以内	NPO法人 (てんとうむし)
メンタルヘルス対策の説明会、講演会等の実施	「4つのケア」(注釈有)について説明、周知を行い、自分のストレスに気づき対処する「セルフケア」、職場の上司等による気づきと対処を行う「ラインケア」を各事業場において実践するよう指導を行っていきます。	継続	労働基準監督署
メンタルヘルス対策及び組織的な職場環境の改善指導	事業場に対し、メンタルヘルス対策及び組織的な職場環境の改善について指導を行い、こころの健康づくり計画等を策定し実践するよう助言を行っていきます。	継続	労働基準監督署

「4つのケア」とは？

労働者の心の健康保持増進のための指針に示されているメンタルヘルスケアのことで「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」「事業場外によるケア」のことを言います。

(4) 生きることの促進要因への支援

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
重複・頻回診者 訪問指導事業	医療機関の頻回・重複受診者の中には、地域で孤立状態にあたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱えていたりする場合がある為、訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行います。	継続	健康増進課
ころばん体操事業	高齢者の生きがいや役割づくり、居場所づくりのために今後まころばん体操の普及に努めます。	継続	地域包括支援センター
家族介護教室 (かたいもんそ会)	認知症の介護は、介護負担が大きく、自殺リスクも高くなるため、介護者どうしの気持ちの分かち合いや居場所づくりを継続していきます。	継続	地域包括支援センター
総合相談事業	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報をキャッチし、支援の際は自殺予防という視点も持って支援します。	継続	地域包括支援センター
特定健診・特定保健指導 各種がん検診等	自殺リスクを軽減するために生活習慣病の予防・重症化を防ぐための取り組みを強化し、個別指導時に支援が必要な場合は関係機関に繋げるなど自殺対策を踏まえた対応を図ります。	継続	健康増進課
こころの健康相談 定期健康相談	こころの健康に関する相談を継続し、個人の悩みや不安について適切な対応と関係機関につなぐなどの取組を行います。	心の健康相談随時 臨床心理士による 心の健康相談： 月1回実施	健康増進課
乳幼児健診事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の諸問題を発見し、必要な支援について検討し、関係機関につなぐ等、支援していきます。	継続	健康増進課
母子健康相談	保護者が様々な相談事や交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与し、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげるよう努めます。	月2回(毎月第2・第4月曜日)	健康増進課
母子健康手帳交付	母子健康手帳交付の際、育児支援チェックリストから得た母の状況に応じて、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。	月2回(毎月第2・第4月曜日)	健康増進課
産後ケア事業	周囲に頼ることのできる親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもあるため、当該事業の情報提供を行い、利用することで母の心身の安定が図れるよう支援していきます。また利用時・利用後の母子の状況を把握し、必要時早期の対応を行います。	継続	健康増進課

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
新生児訪問	産後は自殺リスクが高まる可能性があるため、聴取したエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、ボンディング質問票（赤ちゃんへの気持ち質問票にてハイリスク者を選別し、状況に応じて、心理的なサポートを含めた支援を継続的に行います。	在宅助産師や保健師が希望者や支援が必要な対象者へ必要に応じて訪問実施	健康増進課
こんにちは赤ちゃん訪問	母子保健推進員等による全戸訪問により母子の状況を把握することで、継続的な支援や適切なサポートを行い、育児不安を軽減していくことに努めます。	母子保健推進員による訪問を実施	母子保健推進員 健康増進課
母子家庭訪問	自宅訪問により家庭環境や母子の状況を把握することで、継続的な支援や適切なサポートを行い、育児不安の軽減に努めます。	健診未受診者やハイリスクのケースに対し必要時保健師等が訪問を実施	健康増進課
離乳食教室	教室実施により、保護者が離乳食のみでなく育児に関しても相談・交流できる場をつくり、育児不安の軽減に努めていきます。	年4回実施	健康増進課
母子保健推進員の活動	地域で活動していただく母子保健推進員に対して母子保健全般の研修を行っていくことで市内の親子が、抱える悩みや問題に対して「気づき」、「つなぐ」ことができるよう支援していきます。	母子保健推進員による見守り相談	母子保健推進員 健康増進課
おやこ教室	おやこ教室の実施により、児の育てにくさに関する相談等ができる場、また同じ悩みをもつ保護者同士の交流の場を提供し、悩みを抱えるリスクが軽減できるよう運営していきます。	月1回実施	子育て支援センター 健康増進課 福祉課
未熟児養育医療対象者訪問（面談）	個別面談の実施により、保護者の心身の状況を把握し、育児不安や今後の見通し等に対して心理的サポートを含めた継続的支援を実施します。	継続	健康増進課
双子の会	双子の会の実施により、保護者同士で相談・交流できる場を提供し、育児不安を軽減できるよう支援していきます。	年2回実施	健康増進課
発達相談	個別相談は随時行い、保護者が児への育てにくさや困り感を感じた際に悩みを相談できるよう配慮し、児の個性と児への関わり方等について助言する機会と場を提供していきます。	継続	健康増進課 福祉課
日中一時支援事業	ショートステイの機会を活用し、障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の防止や危険の早期発見・早期対応につなげることと、介護の負担を軽減で、支援者（介護者）への支援を行います。	利用者へのリーフレット配付	福祉課

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
障害児支援に関する事務	障害児を抱えた保護者への相談を実施し、保護者に過度な負担が掛かることがないよう支援します。	基幹相談支援センターで相談対応にあたる担当者のゲートキーパー研修を受講	福祉課
訓練等給付に関する事務	障害者の抱える様々な問題と様々なリスクの軽減を図り、適切な支援先へとつなげる窓口として対応します。。	各事業所への自殺対策リーフレット配付	福祉課
障害者虐待の対応	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで背後にある様々な問題に気づき、適切な支援先へとつないでいくよう支援します。	相談対応にあたる担当者のゲートキーパー研修を受講	福祉課
保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	保育の場を通じて子育て世代の支援を行っています。	現状維持	福祉課 保育園等
子育て支援員設置事業	保護者が集い、交流できる場を設けることで様々なリスクの軽減を図り、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげるよう支援していきます。	支援員設置は現状維持 支援員にゲートキーパー研修の検討	福祉課
家庭児童相談員設置事業	相談員を通じて、児童やその保護者の自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応の強化を行います。	相談員設置は現状維持	福祉課
母子家庭等自立支援給付金事業	それぞれの給付金申請時に申請者との接点を活かし、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげます。	継続	福祉課
母子生活支援施設措置費	母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えているため、適切な時期での施設入所の検討や、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行い、自殺リスクの軽減に努めます。	継続	福祉課
生活保護施行に関する事務	生活保護利用者（受給者）は、自殺のリスクが高いため、各種相談・支援の提供を行うことで自殺リスクの軽減に努めていきます。	継続	福祉課
生活困窮者自立支援事業 （自立相談支援事業）	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人は、課題や必要としている支援先等が重複している場合が多いため、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行い、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていけるよう今後検討していきます。	期間中に取り組む	福祉課
税務相談・窓口業務	各種相談を受ける税務窓口は、多重債務など潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要なため、適切な対応と支援を行っています。	随時	税務課

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
徴収・換価の緩和（猶予）制度としての納税相談	<p>市税等を納期限までに行えない、生活面の問題を抱えている者は納付困難な状況にある可能性が高いため、来所時に様々な生活支援につなげるよう、体制づくりに努めます。また納税相談により確認した多重債務者及び就労困難者については他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題解決に向けた支援を展開していきます。</p> <p>多重債務者に対しては、債務整理を促し、消費生活相談員と連携した取組みを行い、就労困難者は就労支援を行うことで関係機関と連携した取組みを行っていきます。</p>	随時	税務課 福祉課 水産商工課等
消費生活対策事務	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクが高いため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援の展開を図ります。	架空請求・質商法等の消費生活相談	水産商工課
市民相談	相談内容に応じて、関係各課に情報提供及び対応依頼を行うことにより、早めの自殺予防対策につなげていきます。	継続	市民課
公営住宅等管理事務	市営住宅は、低所得者向けの住宅である為、生活面での困難や問題を抱えるなど自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に対応するため、窓口として適切に対応します。	ゲートキーパー養成講座の受講	都市計画課
家賃収納対策	未納・滞納者の中には、生活面や金銭面で深刻な問題を抱えている可能性があり、困難な状況にあう可能性も高いため、各種相談窓口の紹介等、気づき役やつなぎ役としての役割を担っていきます。	ゲートキーパー養成講座の受講	都市計画課
配偶者等からの暴力防止対策事業	DVで悩んでいる被害者を関係部署と連携し支援することで、精神的に落ち込んでいる被害者が、自立に向けての支援や悩みを解消することで不安を解消できるよう支援していきます。	庁内DV相談研修会1回（単年）	政策課
スポーツ交流 福祉サロン 体操教室 高齢者とのふれあい給食などへの支援 ころばん体操 育児支援 子供会の集いや地域行事の実施	各地区の取り組みの中で、地域の住民の居場所づくり仲間づくり・役割づくりに取り組んでいきます。	継続	まちづくり協議会 地域女性団体連絡協議会 高齢者クラブ 民生委員児童委員社会教育課 社会福祉協議会

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
すこやかおせんしのスポーツ大会	高齢者の交流の場として継続していくことでそれぞれの現状を把握し、居場所づくりに努めます。	毎年実施	高齢者クラブ 福祉課等
働く女性の家での各講座の開催	各講座を開催し、生きがいや居場所づくりを提供していきます。	継続	社会福祉協議会
学校での学級づくり等	構成的グループエンカウンターの手法を用い、決まったテーマを基に、活動を通し自己理解や他者理解を深めていく取組みを進めていきます。	継続	学校保健会
経営相談を実施 (融資、税務、経営など経営全般に関する問題についての相談)	事業の経営計画の作成支援を強化し、設備投資など高額な借入れが必要になる場合はその妥当性や回収可能かどうかを検討し、資金繰りの悪化や超過債務に陥らないように支援していきます。	継続	商工会議所 商工会
献血、かるた大会、小学生の夏のイベント、さのさ祭り等	青少年育成のためのイベントの企画や地域行事を今まで通り継続していきます。	継続	串木野青年会議所
乳幼児教室等、学校支援や子守りに入り、母親が安心して講習を受講出来る支援活動の実施	子育てや仲間づくりの教室や講習の受講の際に、託児の支援を行うなど、気軽に預けられる場をつくり、相談できる場所を提供できるよう努めます。	継続	民生委員児童委員 社会教育課 福祉課等
家庭・学校・学級での居場所づくりや役割づくりへの働きかけ	子ども会の活動等を通しての子どもの居場所づくりや役割づくりを今までのとおり継続していきます。	継続	まちづくり協議会 主任児童委員 社会教育課等
障がい者・児が社会活動に参加できるよう自立を促す支援	周囲の人たちが障がいについて理解を深め、障がいを持った方が社会に出ていき、生きやすい社会となるような支援を目指します。	公共施設の利用 ボランティア活動（3年以内）	NPO法人 (てんとうむし)
施設利用者の保護者会の実施	保護者の子育て上の悩みや思いを話し合える機会を作ることで不安やストレスを早期発見します。	年に1回	NPO法人 (てんとうむし)
遺された人への支援	行政機関窓口や警察署など、自死遺族支援に関する情報や内容が記載されたパンフレットやリーフレット等を配置し、住民に情報周知を図ります。	平成35年までに実施	警察署 市民課
警察安全相談	警察安全相談において、自殺をほめめかす言動のある者及びその家族から話を聞き、悩みを改善するために関係機関への相談を促していきます。	継続	警察署
職業相談	それぞれの立場の方に合った窓口相談を実施し、求職活動をサポートし生活を安定させるための就職先を斡旋していきます。	継続	伊集院公共職業安定所
精神障害者家族相互支援推進事業による家族教室	精神障害者の家族を対象として、疾患や障害、関わり方についての正しい知識を普及するとともに、家族同士の相互相談等を促進するための家族教室を実施します。	継続	伊集院保健所

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
認知症サポーター養成講座 (若年世代向け)	児童生徒への認知症サポーター養成講座の際に、困ったことがあったら SOS を出すような内容を取り入れて実施していきます。	継続	地域包括支援センター
出前講座 (若年世代向け)	若年妊婦・若年で的人工妊娠中絶者、また LGBT（注釈有）者が存在しており、様々な悩みや不安を抱える思春期において、悩んだ時に相談できる家族や他者の存在を認識していけるよう、「自分を大切に」することと、「人とのつながりをもつことの大事」だということを伝え、知ってもらえるよう児童生徒のSOSの出し方の教育に沿った支援を行っていきます。	継続	健康増進課
小中一貫教育の推進	小中一貫教育により小学校から中学校へのスムーズな接続を図ることで、子どもの不安解消・不安軽減につなげられるよう推進していきます。	モデル中学校区の指定 公開研究会（年1回）	学校教育課
いじめ問題等への迅速な対応の推進	いじめの早期発見，即対応，継続的な再発予防に努めることで自殺につながりかねない重大問題の回避していけるよう努めていきます。	いじめ問題対策連絡協議会（年3回） いじめ問題対策委員会（年2回）	学校教育課
不登校児童生徒への支援	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，市教育支援センター支援員等と連携することで，不登校生や保護者の不安解消を図っていきます。	市スクールカウンセラー， 市スクールソーシャルワーカー，市教育支援センター支援員研修会（年2回）	学校教育課
母親セミナー 女性セミナー	中高生を持つ母親を対象としたセミナーで「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」について取り上げていきます。	継続	地域女性団体 連絡協議会 社会教育課
いじめ問題を考える週間 学級活動 全校朝会講話 児童会・生徒会での宣言文作成 全児童・生徒を対象とした教育相談 いじめやSNSに関するアンケート調査実施	学校ではいじめは許さない，いじめられている子どもを守る，命を大切にするなどの3点の内，いのちを大切にするを全校朝会講話や道徳，学活等のいずれかで取り扱っていきます。	年2回「いじめ問題を考える週間」	学校保健会
家庭教育学級 市内PTA会長会	保護者の研修、交流の場を設け、日頃の不安の解消につなげる取り組みを実施していきます。また、子供たちのトラブルを未然に防ぐよう、様々な取り組みの中で自殺対策も視野に入れながら実施していきます。	継続	PTA 連絡協議会 社会教育課

現在の事業名	「生きる支援」の実施内容	数値目標及び開催頻度や内容	主な実施主体
地域からの情報 学校訪問 いじめ対策委員会 家庭訪問等による 実態の把握	子ども自殺を予防するために住民から得る情報や家庭教育相談員やSSWとの連携の中で子どもや家庭が抱える問題を把握し、他機関とも情報を共有していきます。	継続	民生委員児童委員 主任児童委員 福祉課
非行防止教室 薬物乱用防止教室	非行防止教室で少年問題解決に関する相談を受けつけるヤングテレホンに関する広報を行い、自殺対策に繋げていきます。	非行防止教室は毎年小学校1校以上、中学校1校を選定し実施。	警察署
若年層支援関係者 向け研修会	若年層の自殺予防を図るため、教職員や養護教諭、保健師等を対象に思春期や青年期特有の精神保健問題の理解を深めるために、適切な対応について研修会を実施します。	継続	伊集院保健所

LGBTとは？

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の各単語の頭文字を組み合わせた表現である。

2 評価のしくみ

計画管理中は、各種取組について、庁内各課・関係機関・団体による適切な進行管理を行います。また年に1度効果的に行われているか検証し、評価を行うため「いのち支える自殺対策推進会議」で取組の進行状況や結果について報告します。また、進行状況については広報紙やホームページ等により市民等に報告します。いちき串木野市は自殺対策においてPDCAサイクルの確立に努めます。

